

江東区地域防災計画

令和5年度修正

(資料編その2：関係法令・協定等)



江東区防災会議

江東区地域防災計画（資料編その２）

目 次

I 関係法令等

I-1	江東区防災会議条例	資 2-3
I-2	江東区防災会議運営規程	資 2-5
I-3	江東区防災会議部会運営規程	資 2-6
I-4	江東区災害対策本部条例	資 2-7
I-5	江東区災害対策本部条例施行規則	資 2-8
I-6	江東区災害対策本部運営要綱	資 2-18
I-7	江東区非常災害の警戒待機に関する勤務規程	資 2-24
I-8	江東区初動配備態勢設置要領	資 2-26
I-9	江東区防災行政用無線局管理運用規程	資 2-27
I-10	江東区デジタル防災行政用無線局（移動系）運用細則	資 2-29
I-11	江東区災害医療運営連絡会設置要綱	資 2-31
I-12	災害対策基本法（抄）	資 2-32
I-13-1	災害救助法（抄）	資 2-46
I-13-2	災害救助法施行令（抄）	資 2-47
I-13-3	災害救助法項目別適用単価等一覧	資 2-49
I-14-1	被災者生活再建支援法（抄）	資 2-54
I-14-2	被災者生活再建支援法施行令	資 2-56
I-15	首都直下地震対策特別措置法（抄）	資 2-58

II 協 定 等

II-1	江東区災害時協定一覧	資 2-63
II-2-1	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	資 2-69
II-2-2	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目	資 2-71
	東京都米穀小売商業組合江東支部	
II-3	墨田区及び江東区防災相互協定	資 2-72
	墨田区	
II-4	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書	資 2-73
	東京都石油商業組合江東支部	

Ⅱ-5	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定 …… 資 2-75 一般社団法人東京都トラック協会深川支部
Ⅱ-6	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定 …… 資 2-77 一般社団法人東京都トラック協会城東支部
Ⅱ-7-1	災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書 …… 資 2-79
Ⅱ-7-2	災害時におけるめん類等の提供に関する協定細目 …… 資 2-81 東京都麺類協同組合深川支部/東京都麺類協同組合城東支部
Ⅱ-8-1	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 …… 資 2-82
Ⅱ-8-2	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目 …… 資 2-85 特別区 23 区
Ⅱ-9	災害時における応急対策活動の協力に関する協定 …… 資 2-91 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
Ⅱ-10	災害時における応急対策活動の協力に関する協定 …… 資 2-92 公益財団法人江東区健康スポーツ公社
Ⅱ-11	災害時における応急対策活動の協力に関する協定 …… 資 2-93 社会福祉法人江東区社会福祉協議会
Ⅱ-12	災害時における救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供に関する協定 …… 資 2-94 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部
Ⅱ-13	油流出等の事故処理業務に関する協定書 …… 資 2-95 栄都建設株式会社/宍倉建設工業株式会社
Ⅱ-14	災害時における応急対策活動支援に関する協定 …… 資 2-96 江東製本紙工業協同組合
Ⅱ-15-1	災害時における柔道整復師会の協力についての協定書 …… 資 2-97
Ⅱ-15-2	災害時における柔道整復師会の協力についての協定書細目 …… 資 2-99 公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部
Ⅱ-16	災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定 …… 資 2-100 深川郵便局/城東郵便局/新東京郵便局
Ⅱ-17-1	災害時の医療救護活動についての協定書 …… 資 2-102
Ⅱ-17-2	災害時の医療救護活動実施細目 …… 資 2-105 公益社団法人江東区医師会
Ⅱ-18	災害時における霊柩自動車輸送の優先提供に関する協定 …… 資 2-106 一般社団法人全国霊柩自動車協会
Ⅱ-19	災害時における特別法律相談に関する協定 …… 資 2-108 江東法曹倶楽部
Ⅱ-20	災害時等における放送要請に関する協定 …… 資 2-110 東京ベイネットワーク株式会社/レインボータウンエフエム放送株式会社
Ⅱ-21	災害時における応急物資供給に関する協定書 …… 資 2-111 江東区商店街連合会
Ⅱ-22	災害時におけるし尿収集に関する協定 …… 資 2-112 株式会社善興社
Ⅱ-23	災害時における動物救護活動についての協定書 …… 資 2-113 公益社団法人東京都獣医師会江東支部

Ⅱ-24	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定 …………… 資 2-115 栃木県大田原市
Ⅱ-25	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定 …………… 資 2-116 埼玉県秩父市
Ⅱ-26	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書 …………… 資 2-117 イオンリテール株式会社（イオン東雲店、イオン南砂店）
Ⅱ-27	災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書 …………… 資 2-119 一般社団法人江東区薬剤師会
Ⅱ-28	災害時における救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の 優先提供に関する協定 …………… 資 2-121 東京湾遊漁船業協同組合
Ⅱ-29	災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 …………… 資 2-123 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
Ⅱ-30	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書 …………… 資 2-125 株式会社ダイエー
Ⅱ-31	災害時協力協定 …………… 資 2-127 株式会社 I H I
Ⅱ-32	災害時協力協定 …………… 資 2-129 鹿島東京開発株式会社 S C ビル事業部
Ⅱ-33	災害時協力協定 …………… 資 2-131 株式会社竹中工務店東京本店
Ⅱ-34	災害時の応急対策活動に関する協定 …………… 資 2-133 江東区防災協力連合会/江東建設業協会/江東管交会 東部電協適格協同組合/東京都建築士事務所協会江東支部 江東造園業災害防止連絡会/解体業協会江東災害協力会
Ⅱ-35	災害時協力協定 …………… 資 2-135 東京都消防設備協同組合第 1 5 支部
Ⅱ-36	災害時協力協定 …………… 資 2-137 一般社団法人東京都自動車整備振興会江東支部
Ⅱ-37-1	災害時の歯科医療救護活動についての協定書 …………… 資 2-139
Ⅱ-37-2	災害時の歯科医療救護活動実施細目 …………… 資 2-142
Ⅱ-37-3	歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書 …………… 資 2-144 一般社団法人東京都江東区歯科医師会
Ⅱ-38	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定 …………… 資 2-146 静岡県沼津市
Ⅱ-39	災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定 …………… 資 2-147 江東区環境衛生協会
Ⅱ-40	災害時協力協定 …………… 資 2-149 日本ヒューレット・パッカー株式会社
Ⅱ-41	災害時における食料品等の優先供給に関する協定 …………… 資 2-151 大塚食品株式会社東京支店
Ⅱ-42	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定 …………… 資 2-153 株式会社カインズ

Ⅱ-43	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定	資 2-155
	新大橋運輸株式会社	
Ⅱ-44	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定	資 2-157
	株式会社ゴミクル	
Ⅱ-45	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定	資 2-159
	株式会社キタザワ	
Ⅱ-46	災害時における応急対策活動支援に関する協定	資 2-161
	一般社団法人東京都溶接協会	
Ⅱ-47	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定	資 2-163
	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	
Ⅱ-48	災害時における応急物資の供給等に関する協定	資 2-165
	株式会社イトーヨーカ堂	
Ⅱ-49	災害時協力協定	資 2-167
	株式会社久米設計	
Ⅱ-50	災害時における応急物資の優先供給に関する協定	資 2-169
	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	
Ⅱ-51	地震による被災建築物「応急危険度判定」活動に関する協定	資 2-171
	一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部	
Ⅱ-52	災害時協力協定	資 2-173
	佐川急便株式会社東日本支社	
Ⅱ-53	災害時の電源供給に関する協定	資 2-175
	株式会社辰巳菱機	
Ⅱ-54	災害時における資機材等の優先提供に関する協定	資 2-177
	株式会社アクティオ	
Ⅱ-55	災害時における応急物資の優先供給に関する協定	資 2-179
	株式会社ナック	
Ⅱ-56	災害時における飲料水の優先供給等に関する協定	資 2-181
	サントリービバレッジサービス株式会社首都圏営業本部	
Ⅱ-57	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	資 2-183
	社会福祉法人江東区社会福祉協議会	
Ⅱ-58	災害時における助産師会の支援活動に関する協定書	資 2-186
	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会	
Ⅱ-59	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	資 2-188
	学校法人芝浦工業大学	
Ⅱ-60	災害時協力協定	資 2-190
	江東リサイクル協同組合	
Ⅱ-61	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	資 2-192
	アルフレッサ株式会社墨東支店	
Ⅱ-62	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	資 2-194
	岩瀬薬品株式会社葛飾営業所	
Ⅱ-63	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	資 2-196
	株式会社スズケン城東支店	

Ⅱ-64	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 …… 資 2-198 東邦薬品株式会社江東営業所
Ⅱ-65	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 …… 資 2-200 株式会社バイタルネット東京中央支店
Ⅱ-66	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 …… 資 2-202 株式会社マルタケ東京支店
Ⅱ-67	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 …… 資 2-204 株式会社メディセオ東京支社
Ⅱ-68	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-206 東京東信用金庫
Ⅱ-69	災害時における緊急輸送業務に関する協定 …… 資 2-208 東京都個人タクシー協同組合墨東支部
Ⅱ-70	災害時の応急対策活動に関する協定 …… 資 2-210 株式会社三国建設
Ⅱ-71	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-212 東京ガス株式会社
Ⅱ-72	災害時協力協定 …… 資 2-214 砂町北運河連絡協議会
Ⅱ-73	災害に係る情報発信に関する協定 …… 資 2-217 ヤフー株式会社
Ⅱ-74	災害時の応急対策活動に関する協定 …… 資 2-219 有限会社貴堀建設
Ⅱ-75	災害時における応急対策業務に関する協定 …… 資 2-222 全建総連東京都連江東区建設協議会
Ⅱ-76	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 …… 資 2-224 一般社団法人東京都LPガス協会墨東支部
Ⅱ-77	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-226 前田道路株式会社
Ⅱ-78	災害時の応急対策活動に関する協定 …… 資 2-228 前田道路株式会社
Ⅱ-79	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-230 トヨタモビリティ東京株式会社
Ⅱ-80	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-232 蔵王産業株式会社
Ⅱ-81	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-235 三井不動産株式会社
Ⅱ-82	災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書 …… 資 2-238 株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店
Ⅱ-83	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書 …… 資 2-241 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 関東支社
Ⅱ-84	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書 …… 資 2-244 サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社

Ⅱ-85	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書 … 資 2-247 株式会社長大 江東営業所
Ⅱ-86	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書 … 資 2-250 株式会社ニュージェック 東京本社
Ⅱ-87	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書 … 資 2-253 東日本総合計画株式会社 江東営業所
Ⅱ-88	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-256 大東建託株式会社
Ⅱ-89	災害時における相互連携に関する基本協定 …… 資 2-258 東京電力パワーグリッド株式会社江東支社
Ⅱ-90	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-260 清水建設株式会社
Ⅱ-91	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定 …… 資 2-262 株式会社シミズオクトホールディングス/株式会社シミズオクト
Ⅱ-92	災害時における住家被害認定調査等に関する協定 …… 資 2-265 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
Ⅱ-93	災害時における移送手段に係る車両の確保等に関する協定 …… 資 2-268 大新東株式会社
Ⅱ-94	災害時を想定した施設整備及び施設利用に関する協力協定 …… 資 2-271 ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社/第一貨物株式会社
Ⅱ-95	災害時における被災者等の支援に関する協定 …… 資 2-273 東京都行政書士会江東支部
Ⅱ-96	災害時の避難所等開設及び運営に関する協力協定 …… 資 2-276 株式会社ダスキン訪販グループ営業本部東京地域本部
Ⅱ-97	津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する 安心協定等一覧 …… 資 2-278
Ⅱ-98	大規模水害時における広域避難先としての施設利用に関する協定先一覧 … 資 2-280
Ⅱ-99	その他協定一覧表 …… 資 2-281

I 関 係 法 令 等

江 東 区 防 災 会 議 条 例

昭和38年7月20日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、江東区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 江東区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、防災会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 陸上自衛隊第一師団の隊員
- (3) 東京都知事の部内の職員
- (4) 警視庁の警察官
- (5) 区長の部内の職員
- (6) 江東区教育委員会教育長
- (7) 江東区議会事務局長
- (8) 東京消防庁の消防吏員
- (9) 消防団長
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の総数は、55人以内とする。

7 第5項第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

江 東 区 防 災 会 議 運 営 規 程

昭和39年11月6日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、江東区防災会議条例(昭和38年7月江東区条例第16号)第7条の規定に基づき、江東区防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員に事故があるときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会長は、専門委員に会議への出席を求め、調査の結果を報告させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第6条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

付 則

この規程は、昭和39年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

江東区防災会議部会運営規程

平成7年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、江東区防災会議条例(昭和38年7月江東区条例第16号)第7条の規定に基づき、江東区防災会議部会(以下「部会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会長は、部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知しなければならない。

(議事)

第3条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の記録)

第4条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第5条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

2 部会長は、委任を受けた事務を処理したときは、防災会議に報告しなければならない。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、平成7年7月10日から施行する。

江 東 区 災 害 対 策 本 部 条 例

昭和38年7月20日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、江東区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

江東区災害対策本部条例施行規則

昭和40年7月6日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区災害対策本部条例(昭和38年7月江東区条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について江東区災害対策本部(以下「本部」という。)の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (3) 災害に関し、都に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (4) 避難情報に関すること。
- (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
- (6) 都及び他区との相互応援に関すること。
- (7) 防災関係機関等に対する協力要請に関すること。
- (8) 応急措置の実施及び要請に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 部長会議の招集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)
- (4) 災害対策本部連絡員(以下「本部連絡員」という。)

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 江東区災害対策本部条例(昭和38年7月江東区条例第17号)第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、前項に掲げる順序により代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、江東区長の職務代理順序に関する規則(令和2年4月江東区規則第49号)の定めるところによる。

3 前項の規定により本部長の職務を代理する者が被災等により参集できない場合は、総務部長がその職務を代理し、総務部長が被災等により参集できない場合は、江東区組織条例(昭和50年3月江東区条例第47号)に定める部の順序で当該部に置かれた部長(総務部長を除く。)がその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、健康部次長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長及び会計管理室長
 - (2) 教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び区議会事務局長
 - (3) 危機管理室長及び被災者支援担当部長
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、職員のうちから本部員を指名することができる。
- 3 本部員が被災等により参集できない場合又は前条第3項により本部長の職務を代理する場合は、本部員代理(あらかじめ当該本部員が指名する者をいう。)がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部連絡員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 政策経営部企画課長、総務部総務課長、地域振興部地域振興課長、区民部区民課長、福祉部福祉課長、障害福祉部障害者施策課長、生活支援部医療保険課長、健康部健康推進課長、こども未来部こども家庭支援課長、環境清掃部温暖化対策課長、都市整備部都市計画課長、土木部管理課長及び教育委員会事務局庶務課長
 - (2) 政策経営部財政課長、同広報広聴課長、総務部職員課長、同経理課長、同危機管理課長、同防災課長、都市整備部建築課長、土木部道路課長、同河川公園課長及び同施設保全課長
- 2 本部連絡員が被災等により参集できない場合又は前条第3項により本部員代理となった場合は、本部連絡員代理（あらかじめ当該本部連絡員が指名する者をいう。）がその職務を代理する。

(部)

第7条 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

政策経営部

- 1 本部長の特命事項に関すること。
- 2 災害対策関係予算に関すること。
- 3 災害復旧計画に関すること。
- 4 災害時における広報及び広聴に関すること。
- 5 情報収集及び報道機関との連絡に関すること。

総務部

- 1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関すること。
- 2 職員の動員、服務及び給与に関すること。
- 3 本部指令の伝達に関すること。
- 4 救助物資、車両、資材、労力等の調達及び管理に関すること。
- 5 庁舎及び区有施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること。
- 6 無線通信に関すること。
- 7 災害の記録に関すること。
- 8 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
- 9 他の部に属しないこと。

地域振興部

- 1 義援金及び義援物資の受領及び配布に関すること。
- 2 商工業等の災害対策に関すること。
- 3 救助物資の調達への協力に関すること。
- 4 災害時の外国人対策に関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営に関すること。

区民部

- 1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関すること。
- 2 り災証明書の交付に関すること。
- 3 避難場所及び避難所への避難誘導に関すること。
- 4 遺体の収容及び管理等への協力に関すること。
- 5 救助物資等の輸送に関すること。
- 6 応急給水活動の実施に関すること。

福祉部

- 1 一般ボランティアの受入れ及び配置に関すること。
- 2 災害援護資金の貸付けに関すること。
- 3 災害時の要配慮者（高齢者等をいう。）対策に関すること。
- 4 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の申請等に関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、他の部に属しない救助及び保護に関すること。

障害福祉部

- 1 災害時の要配慮者（障害者等をいう。）対策に関すること。
- 2 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
- 3 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。

生活支援部

- 1 避難所の設営及び管理運営に関すること。
- 2 避難所運営の活動統制に関すること。
- 3 被災保護世帯の調査及び援護に関すること。
- 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。

健康部

- 1 医療救護本部の設置及び運営に関すること。
- 2 医師会、医療機関、日本赤十字社等との連携に関すること。
- 3 医療救護所等の設置及び管理運営に関すること。
- 4 医薬品等の調達に関すること。
- 5 被災地域及び被災者の保健衛生に関すること。
- 6 医療救護の指導及び調整に関すること。
- 7 医療ボランティアの受入れ及び配置に関すること。
- 8 遺体収容所等の設置及び管理運営に関すること。
- 9 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。

こども未来部

- 1 災害時の乳幼児対策に関すること。
- 2 被災園児の救護及び応急保育に関すること。
- 3 応急保育の実施計画に関すること。
- 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。

環境清掃部

- 1 災害時の環境関係機関との連絡調整等に関すること。
- 2 ごみの処理に関すること。
- 3 し尿の収集等に関すること。
- 4 災害廃棄物等の処理等に関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。

都市整備部

- 1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関すること。
- 2 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- 3 被災住宅の応急修理に関すること。
- 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。

土木部

- 1 土木施設の被害状況調査及び報告に関すること。
- 2 水防活動及び排水に関すること。
- 3 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること。
- 4 障害物及び汚泥の除去に関すること。
- 5 災害跡地の整理に関すること。
- 6 遺体の搬送及び収容等に関すること。

教育委員会事務局

- 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- 2 被災校の給食及び保健衛生の指導に関すること。
- 3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関すること。
- 4 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関すること。
- 5 避難所の設営及び管理運営に関すること。
- 6 区立図書館の管理運営に関すること。

- 2 部の構成は、別表のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、前項に定める分掌事務の一部を臨時に変更することができる。
- 3 別表に定める部及び班は、相互に応援し、又は協力しなければならない。この場合において、部相互の応援又は協力については本部長が、部における班相互の応援又は協力については部長がそれぞれ指示を行う。
- 4 部に属すべき本部の職員は、別表に定める者のほか、通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから総務部長が定める。
- 5 部に属する本部の職員は、別表に定める分掌事務にかかわらず、人命に係る救出及び救護活動のために緊急を要する場合は、これを優先する。
- 6 部に属する本部の職員のほか、区立学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員は、本部長の指揮監督の下において、避難所の設営及び管理運営に協力する。
- 7 部長に事故ある場合は、部長があらかじめ指名した課長がその職務を代理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、部の構成に関して、必要な事項は、総務部長が定める。

（部長会議）

第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めたときは、部長会議を招集することができる。

（職務権限）

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（雑則）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都江東区災害対策本部条例施行規則（昭和38年7月江東区規則第7号）は、廃止する。

付 則（中間省略）

附 則（平成21年規則第26号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江東区災害対策本部条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第29号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第33号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第66号）

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

附 則（平成28年規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第22号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第8号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第47号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第23号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第24号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第22号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

部	班	分掌事項
政策経営部 部長 政策経営部長	企画班 班長 企画課長 補佐 情報システム課長 補佐 計画推進担当課長 補佐 行政管理担当課長 補佐 港湾臨海部対策担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部の運営計画に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 本部長の特命事項に関する事。 5 災害復旧計画に関する事。 6 部内他の班に属しないこと。
	予算班 班長 財政課長	1 災害対策関係予算に関する事。
	広報班 班長 広報広聴課長	1 災害時における広報及び広聴に関する事。 2 情報収集及び報道機関との連絡に関する事。
総務部 部長 総務部長 補佐 危機管理室長 補佐 会計管理室長 補佐 選挙管理委員会事務局長 補佐 監査事務局長 補佐 区議会事務局長 補佐 被災者支援担当部長	総務班 班長 総務課長 補佐 人権推進課長 補佐 男女共同参画推進センター所長	1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関する事。 2 各部との連絡及び調整に関する事。 3 部の運営計画に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 本部指令の伝達に関する事。 6 秘書に関する事。 7 文書の受発に関する事。 8 庁有自動車の集中管理及び配車に関する事。 9 他の部及び他の班に属しないこと。
	人事班 班長 職員課長	1 職員動員数の把握に関する事。 2 職員の服務、給与及び公務災害に関する事。 3 職員の給食及び被服に関する事。
	物資班 班長 経理課長	1 救助物資、車両及び舟艇の調達及び管理に関する事。 2 救助物資の補給計画策定に関する事。 3 労力等の調達に関する事。 4 庁舎の保全管理に関する事。
	営繕班 班長 営繕課長	1 庁舎及び区有施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関する事。
	情報通信班 班長 危機管理課長 補佐 防災課長 補佐 被災者支援担当課長	1 東京都及びその他の防災関係機関との連絡に関する事。 2 東京都災害対策本部からの指令通達等の受信及び報告に関する事。 3 無線通信に関する事。

		4 災害情報の収集統括に関すること。 5 被害状況の取りまとめ及び報告資料の作成に関すること。 6 災害の記録に関すること。 7 災害協力隊に対する連絡及び指導に関すること。 8 救助物資の補給計画策定への協力に関すること。 9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。
	出納班 班長 会計管理室次長	1 災害対策に必要な現金の出納に関すること。 2 災害対策に必要な物品の出納保管に関すること。 3 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
	協力班 班長 区議会事務局次長	1 区議会との連絡に関すること。 2 部内他の班の応援に関すること。
地域振興部 部長 地域振興部長	庶務班 班長 地域振興課長 補佐 区民協働推進担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 町会・自治会に対する警報の伝達及び警告に関すること。 5 義援金及び義援物資の受領及び配付に関すること。 6 救助物資の調達への協力に関すること。 7 災害時の外国人対策に関すること。 8 部所管出先施設の管理運営に関すること。 9 部内他の班に属しないこと。
	商工班 班長 経済課長	1 商工業等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 商工業等の災害復旧に関すること。 3 商工業等のり災証明書の交付に関すること。 4 避難所の設営及び管理運営に関すること。
	避難所協力班 班長 文化観光課長 補佐 スポーツ振興課長 補佐 青少年課長	1 避難所の設営及び管理運営に関すること。 2 被災保護世帯の調査及び援護への協力に関すること。 3 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
区民部 部長 区民部長 補佐 豊洲シビックセンター所長	庶務班 班長 区民課長 補佐 豊洲特別出張所長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関すること。 5 り災証明書の交付に関すること。 6 被災者台帳の管理に関すること。 7 避難場所及び避難所への避難誘導に関すること。 8 遺体の収容及び管理等への協力に関すること。

		9 埋火葬許可証の発行に関すること。 10 部所管出先施設の管理運営に関すること。 11 部内他の班に属しないこと。
	輸送班 班長 課税課長 補佐 納税課長	1 救助物資等の輸送に関すること。 2 応急給水活動の実施に関すること。 3 救助物資の補給計画策定への協力に関すること。
福祉部 部長 福祉部長	庶務班 班長 福祉課長 補佐 地域福祉推進担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 一般ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 5 災害援護資金の貸付けに関すること。 6 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 7 被災者生活再建支援法の申請等に関すること。 8 他の部に属しない救助及び保護に関すること。 9 部所管出先施設の管理運営に関すること。 10 部内他の班に属しないこと。
	高齢者対策班 班長 長寿応援課長 補佐 地域ケア推進課長 補佐 介護保険課長	1 災害時の高齢者対策に関すること。 2 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。 3 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。
障害福祉部 部長 障害福祉部長	障害者対策班 班長 障害者施策課長 補佐 障害者支援課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 災害時の障害者対策に関すること。 5 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。 6 避難所の設営及び管理運営への協力に関すること。 7 部所管出先施設の管理運営に関すること。 8 部内他の班に属しないこと。
生活支援部 部長 生活支援部長	庶務班 班長 医療保険課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。 5 避難所の設営及び管理運営に関すること。 6 避難所運営の活動統制に関すること。 7 部内他の班に属しないこと。
	避難所班 班長 保護第一課長 補佐 保護第二課長	1 避難所の設営及び管理運営に関すること。 2 被災保護世帯の調査及び援護に関すること。 3 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関すること。
健康部 部長 健康部長 補佐 健康部次長 補佐 新型コロナウ	保健管理班 班長 健康推進課長 補佐 歯科保健・医療連携担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 医療救護本部の設置及び運営に関すること。

イルスワクチン接種推進室長	補佐 ワクチン接種管理 担当課長 補佐 ワクチン接種推進 担当課長	5 医師会、医療機関、日本赤十字社等との連携に関する こと。 6 医療救護所等の設置及び管理運営に関する こと。 7 医薬品等の調達に関する こと。 8 医療ボランティアの受入れ及び配置に関する こと。 9 遺体収容所等の設置及び管理運営に関する こと。 10 被災者生活再建支援法の申請等への協力に 関すること。 11 部内他の班に属しないこと。
	衛生班 班長 生活衛生課長	1 部内他の班との連絡調整に関する こと。 2 被災地域及び被災者の保健衛生に関する こと。 3 避難所及び避難場所における保健衛生活動の 実施及び指導に関する こと。 4 食品等の衛生監視に関する こと。 5 災害時の行政検査及び食品等の衛生検査に 関すること。 6 下水、浸水地域等の不潔箇所の消毒に 関すること。 7 そ族及び昆虫駆除に関する こと。 8 遺体処理埋葬等に関する こと。 9 被災者生活再建支援法の申請等への協力に 関すること。
	保健予防第一班 班長 保健予防課長	1 医療救護の指導及び調整に関する こと。 2 医療器材の確保に関する こと。 3 助産救護及び防疫に関する こと。 4 医療救護所等の設置及び管理運営への協力に 関すること。 5 被災者生活再建支援法の申請等への協力に 関すること。
	保健予防第二班 班長 城東保健相談所長	1 保健指導に関する こと。 2 災害時における保健師、助産師及び看護師の 業務に関する こと。 3 被災者の栄養指導及び栄養調査に関する こと。
	保健予防第三班 班長 深川保健相談所長	保健予防第二班と同じ。
	保健予防第四班 班長 深川南部保健相談 所長	保健予防第二班と同じ。
	保健予防第五班 班長 城東南部保健相談 所長	保健予防第二班と同じ。
	こども未来部 部長 こども未来部 長	庶務班 班長 こども家庭支援課長 補佐 養育支援課長 補佐 児童相談所開設準 備担当課長
		1 本部長室及び他の部との連絡に関する こと。 2 部の運営計画に関する こと。 3 部内の連絡調整に関する こと。 4 災害時の乳幼児対策に関する こと。 5 部所管出先施設の管理運営に関する こと。

	補佐 保育計画課長	6 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する こと。 7 避難所の設営及び管理運営への協力に関する こと。 8 部内他の班に属しないこと。
	保育班 班長 保育課長	1 被災園児の救護及び応急保育に関すること。 2 応急保育の実施計画に関すること。 3 避難所の設営及び管理運営への協力に関する こと。
環境清掃部 部長 環境清掃部長	庶務班 班長 温暖化対策課長 補佐 環境保全課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 災害時の環境関係機関との連絡調整等に関す ること。 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する こと。 6 部内他の班に属しないこと。
	清掃班 班長 清掃リサイクル課 長 補佐 清掃事務所長	1 ごみの処理に関すること。 2 し尿の収集等に関すること。 3 災害廃棄物等の処理等に関すること。
都市整備部 部長 都市整備部長 補佐 地下鉄8号線 事業推進室長	庶務班 班長 都市計画課長 補佐 地下鉄8号線事業 推進課長 補佐 沿線まちづくり担 当課長 補佐 都市交通輸送計画 担当課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 部内他の班に属しないこと。
	調査班 班長 住宅課長 補佐 まちづくり推進課 長	1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に 関すること。 2 応急仮設住宅の入居に関すること。
	建築班 班長 建築課長	1 被災住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。
	指導班 班長 建築調整課長 補佐 安全都市づくり課 長	1 区内全域の建築物の被害状況調査及び報告に 関すること。 2 被災建築物応急危険度判定の実施に関するこ と。
土木部 部長 土木部長	庶務班 班長 管理課長 補佐 地域交通課長	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 部の運営計画に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 遺体の搬送及び収容等に関すること。 5 火葬場との連絡調整に関すること。 6 災害跡地の整理に関すること。 7 部内他の班に属しないこと。
	工務班 班長 道路課長 補佐 河川公園課長	1 土木施設（道路、橋梁、河川、水門、排水場、 公園、公衆便所、街路灯及び公共溝渠）の被害 状況調査及び報告に関すること。

	補佐 施設保全課長	2 道路の啓開に関する事。 3 班内の資材の管理及び調達に関する事。 4 班内の労力、車両及び舟艇の供給に関する事。 5 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事。 6 水防情報の総括及び指令の伝達に関する事。 7 水防関係機関との連絡に関する事。 8 水防活動及び排水に関する事。
教育委員会事務局 部長 教育委員会事務局次長	庶務班 班長 庶務課長 補佐 学校施設課長 補佐 教育支援課長 補佐 地域教育課長 補佐 整備担当課長 補佐 各区立学校長	1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 2 部の運営計画に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 区立学校等との連絡に関する事。 5 教育委員会所管出先施設の管理運営に関する事。 6 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関する事。 7 避難所の設営及び管理運営に関する事。 8 部内他の班に属しないこと。
	学務班 班長 学務課長	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事。 2 被災校の給食及び保健衛生の指導に関する事。 3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関する事。
	指導班 班長 指導室長 補佐 教育センター所長 補佐 教育センター連絡調整担当課長	1 応急教育の実施計画に関する事。 2 避難所の設営及び管理運営に関する事。
	図書館管理班 班長 江東図書館長 補佐 深川図書館長	1 区立図書館の管理運営に関する事。 2 避難所の設営及び管理運営に関する事。

江東区災害対策本部運営要綱

昭和38年7月20日江総発第224号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区災害対策本部条例施行規則(昭和40年7月江東区規則第29号。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、江東区災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 本部長 法第23条第2項の規定により区長をもって充てる災害対策本部長をいう。
- (3) 本部長室 江東区災害対策本部条例(昭和38年7月江東区条例第17号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する本部長室をいう。
- (4) 部 条例第2条第1項に規定する部をいう。
- (5) 部長 条例第2条第2項に規定する部長をいう。
- (6) 本部員 規則第3条第3号に規定する災害対策本部員をいう。
- (7) 拠点避難所 通信機能を有し、地域の情報収集の活動拠点として設置された避難所をいう。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

第3条 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、規則第2条第1号に規定する非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。ただし、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、本部が設置されたものとみなす。

- 2 部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、副区長に本部の設置を要請することができる。
- 3 副区長は、前項の要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に要請しなければならない。

(本部の組織及び分掌事項)

第4条 本部の組織及び分掌事項は、規則別表に定めるところによる。

(本部の設置の通知等)

第5条 総務部長は、本部が設置されたときは、次に掲げる者のうち第1号及び第2号に掲げる者については直ちに、第3号及び第4号に掲げる者については必要があると認めた場合に、本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 部長
 - (2) 都知事
 - (3) 防災関係機関
 - (4) 隣接する区の区長
- 2 部長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

(本部の標示の掲出)

第6条 本部長は、本部が設置された場所に「江東区災害対策本部」の標示を掲出する。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応

急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第5条の規定に準じて処理する。

第3章 本部の非常配備態勢

(非常配備態勢の発令)

第8条 本部長は、本部が設置されたときは、第1非常配備態勢、第2非常配備態勢、第3非常配備態勢又は第4非常配備態勢のいずれかを発令する。ただし、第3条第1項ただし書の規定により本部が設置された場合は、第4非常配備態勢が発令されたものとみなす。

(非常配備態勢の発令時期及び態勢)

第9条 第1非常配備態勢の発令時期及び態勢は、次のとおりとする。

(1) 発令時期 おおむね24時間後に災害が発生するおそれがあるときその他本部長が必要があると認めたとき。

(2) 態勢 水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢

2 第2非常配備態勢の発令時期及び態勢は、次のとおりとする。

(1) 発令時期 おおむね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき、局地災害が発生したときその他本部長が必要があると認めたとき。

(2) 態勢 第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢

3 第3非常配備態勢の発令時期及び態勢は、次のとおりとする。

(1) 発令時期 事態が切迫し、区内の数地域について災害が発生されると予想されるとき、区内の数地域について災害が発生したときその他本部長が必要があると認めたとき。

(2) 態勢 区内の数地域についての災害に直ちに対処できる態勢

4 第4非常配備態勢の発令時期及び態勢は、次のとおりとする。

(1) 発令時期 災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できないときその他本部長が必要があると認めたとき。

(2) 態勢 本部の全力をもって対処する態勢

(非常配備態勢の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第11条 部長は、あらかじめ部の班が第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の発令があったときは、前項の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

第4章 職員の配置及び服務

(職員の配置)

第12条 部長は、あらかじめ非常配備態勢ごとの職員の動員表を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

3 部長は、非常配備態勢の発令があったときは、直ちに災害の状況に応じて次の措置を執らなければならない。

(1) 動員表に基づき、所属職員を所定の部署に配置すること。

(2) 所属職員の交替方法を周知徹底させること。

4 部長は、災害に対応する高次の非常配備態勢を必要とするときは、関係部長と協議の上、職員を配置するものとする。

(職員の服務)

第13条 全ての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

- (2) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
 - (5) 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従い、配置先に参集すること。
- 2 全ての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう厳に注意しなければならない。

第5章 本部長室の開設

(本部長室の開設)

- 第14条 本部長は、原則として非常配備態勢を発令した場合は、規則第3条各号に規定する者(以下「構成員」という。)を招集し、本部長室を開設するものとする。ただし、局地災害が発生したときその他本部長が必要があると認めたときは、構成員のうち関係のある者を招集することができる。
- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 構成員は、本部長室が開設されている場合においても本部長の許可を得て、所属の部においてその事務を処理することができる。

第6章 本部長室の議事

(付議事項)

- 第15条 本部長室に付議すべき事項は、規則第2条に規定する事項(以下「審議策定事項」という。)及び江東区地域防災計画に定める報告事項(以下「報告事項」という。)とする。

(付議手続)

- 第16条 部長は、その所管に係る業務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあっては事前に、報告事項のうち速報にあっては直ちに、中間報告にあっては前日分を翌日の正午までに本部長室に付議しなければならない。
- 2 部長は、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、原則として総務部長を経由して本部長室に付議するものとする。
- 3 部長は、本部長室に付議する事項については、なるべく必要な資料を提出しなければならない。
- 4 本部長室に対する措置の要請及び被害状況等の報告要領は、江東区地域防災計画の定めるところによる。

第7章 発信事項及び受信事項の処理

(発信事項の処理)

- 第17条 総務部長は、本部長が指示した事項及び本部長室に付議された事項のうち必要と認めた事項について、関係機関に伝達しなければならない。
- 2 総務部長は、各部に関係のある事項について、それぞれ必要に応じ部長又は第23条に規定する本部情報連絡員に伝達するものとする。
- 3 前項の規定により伝達を受けた部長は、通報、発表等を必要とする事項について、規則別表に定める分掌により、それぞれ所属職員に伝達させなければならない。

(受信事項の処理)

- 第18条 東京都災害対策本部からの指示、通報、連絡事項等を受信した者は、直ちに、総務部長を経由して、本部長に報告しなければならない。
- 2 東京都災害対策本部の局からの指示、通報、連絡事項等を受信した者は、所属部長に報告し、部長は、必要があると認める事項については、本部長に報告するとともに関係部長に伝達しなければならない。
- 3 警察署、消防署等の防災関係機関又は災害協力隊等からの通報、連絡事項等については、前項の規定に準じて処理するものとする。

(通信用紙)

第19条 本部における発信事項及び受信事項の処理は、それぞれ発信用紙(別記第1号様式)及び受信用紙(別記第2号様式)を使用しなければならない。

(通信資料の保存)

第20条 発信及び受信に関する記録及び報告書は、当該部において保存しなければならない。

第8章 部長会議

(会議の招集)

第21条 規則第8条の規定による部長会議の招集は、次に掲げるときに行うものとする。

- (1) 本部長室において招集を審議策定したとき。
 - (2) 本部長が必要と認めたとき。
 - (3) 部長から招集の要請があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関して連絡調整を図る必要があるとき。
- 2 部長会議の招集場所は、その都度指示する。
- 3 部長は、必要な所属職員を伴って部長会議に出席することができる。
- 4 部長に事故があり部長会議に出席できない場合は、代理者が出席することができる。

(資料の準備)

第22条 部長は、部長会議に出席するときは、分掌事項について執った措置及び執ろうとする措置の概要その他参考となる資料を準備しなければならない。

第9章 本部情報連絡員

(本部情報連絡員の設置)

第23条 本部長室及び部相互間の連絡調整を行わせるため、部ごとにそれぞれ本部情報連絡員を置く。

- 2 本部情報連絡員は、各部長があらかじめ指定するものとする。

(本部情報連絡員の招集又は派遣)

第24条 総務部長は、必要があると認めたときは、本部長室又は指定した場所に本部情報連絡員を招集することができる。

- 2 本部情報連絡員は、招集の指示がある場合を除き、所属の部で執務する。
- 3 総務部長は、連絡の上、特に必要があると認めたときは、本部長の了解を得て、江東区防災会議委員の属する機関等の職員の派遣を求めることができる。

第10章 災害情報連絡員

(災害情報連絡員の設置)

第25条 拠点避難所及び本部相互間の情報連絡態勢を確立するため、規則別表に定める総務部情報通信班に災害情報連絡員を置く。

- 2 区長は、あらかじめ区内又は近隣区に居住する職員のうちから災害情報連絡員を指定し、拠点避難所ごとに編成する。
- 3 前項の指定は、発令通知書(別記第3号様式)により行う。
- 4 災害情報連絡員の任期は、原則4年とする。

(災害情報連絡員の職務)

第26条 災害情報連絡員は、次の職務に従事する。

- (1) 無線等の通信機器による災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 区民、災害協力隊、防災関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 避難所の設置及び運営への協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緊急を要する災害応急対策活動への協力に関すること。

(災害情報連絡員の招集)

第27条 総務部長は、必要があると認めたときは、各拠点避難所に災害情報連絡員を招集することができる。ただし、第8条ただし書の規定により第4非常配備態勢が発令された場合は、災害

情報連絡員が招集されたものとみなす。

第11章 雑則

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第19条関係)

発信用紙

江東区災害対策本部

関係機関通報	庁内 放送	本部 長室 審議	係員	班長	課長	部長	副本 部長	本部長
要否 了	要否 了	要否 了						
あて先								
	件名 ()							
年 月 日 時 分 部発第 号								

別記第2号様式(第19条関係)

受信用紙

江東区災害対策本部

受信担当者名	発信担 当者名	発信機 関名	班長	課長	部長	副本部 長	本部長
所属	電話						
	件名 ()						
年 月 日 時 分 部発第 号							
本信に対する措置の概要							

發令通知書

職層名

江東区非常災害の警戒待機に関する勤務規程

昭和59年3月31日訓令甲第3号

庁中一般
事業所

(趣旨)

第1条 この規程は、正規の勤務時間外に発生する地震災害等の非常事態に対する警戒態勢を確保し、災害対策の円滑な遂行を図るために行う宿直勤務及び日直勤務(以下「警戒勤務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 警戒勤務に従事する職員(以下「従事職員」という。)は、江東区職員の職名に関する規則(昭和46年4月江東区規則第21号)第3条に定める参事及び副参事の職にある職員とする。ただし、区長が特に認めた者は除くことができる。

(職務)

第3条 従事職員は、区長が指定する場所で、輪番制により警戒勤務をし、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 非常災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 東京都及び関係防災機関との連絡に関すること。
- (3) 災害対策本部の設置準備に関すること。

(警戒勤務時間)

第4条 従事職員の警戒勤務時間は、別表のとおりとする。

(警戒勤務の命令)

第5条 従事職員の警戒勤務は、区長が命ずる。

(事務の引継ぎ)

第6条 従事職員は、警戒勤務時間が終了したときは、総務部長に事務を引き継がなければならない。ただし、江東区の休日を定める条例(平成元年3月江東区条例第1号)第1条第1項各号に定める日(以下「休日」という。)に警戒勤務時間が終了したときは、当該職員に交替して警戒勤務をする従事職員に引き継がなければならない。

2 前項ただし書の事務の引継ぎを終わらない従業職員は、その引継ぎが終わるまでの間、なお警戒勤務をしなければならない。

(疾病等による警戒勤務の交替)

第7条 従事職員が疾病その他やむを得ない事情により警戒勤務ができなくなったときは、当該職員の属する部(江東区組織条例(昭和50年3月江東区条例第47号)第1条に規定する部及び教育委員会事務局をいう。以下同じ。)の長は、当該部所属の従事職員のうちから交替して警戒勤務をすべき職員を定めて、区長に届け出なければならない。ただし、交替して警戒勤務をすべき職員がいなときは、他の部の長と協議し、その部所属の従事職員のうちから交替して警戒勤務をすべき職員を定めることができる。

2 従事職員が人事異動等をした場合においては、当該異動等をした従事職員の警戒勤務日を後任者の警戒勤務日とする。この場合において、後任者が未定又は未着任のため、当該日に警戒勤務をする者がいないときは、当該部の長は、当該部所属の従事職員のうちから交替して警戒勤務をすべき職員を定めて、区長に届け出なければならない。

3 前2項の場合において、会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局は、総務部に属するものとみなす。

(事務の所管)

第8条 この規程の実施に関し必要な事務は、総務部危機管理課が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、警戒勤務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
附 則(中間省略)
附 則(平成4年訓令甲第7号)
この規程は、平成4年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	警戒勤務時間
休 日	第1勤務 午前8時30分から午後5時15分まで
	第2勤務 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
月曜日から金曜日まで(休日を除く。)	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

江東区初動配備態勢設置要領

平成7年12月1日江総防発第205号

(目的)

第1条 この要領は、江東区非常災害の警戒待機に関する勤務規定(昭和59年3月江東区訓令第39号)第3条に定める職務(以下「警戒勤務」という。)の効果を上げるため、江東区組織規則(昭和48年5月江東区規則第19号)の第7条で定める政策経営部広報広聴課及び江東区組織条例(昭和50年3月江東区条例第47号)の第1条で定める総務部に所属する職員(以下「構成員」という。)による初動態勢(以下「態勢」という。)を確立するための必要な事項を定め、もって、災害応急対策の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(態勢の発令)

第2条 態勢は、次の各号の場合に、警戒勤務に従事する職員(以下「従事職員」という。)等から招集により発令され、その場合、構成員は、ただちに登庁しなければならない。

- (1) 区内に大規模火災・水害等の突発的事故が発生した場合
- (2) 東京都等から要請があった場合

(構成員)

第3条 態勢の構成員は、次の各号に掲げる職員のうち、総務部長が指定する。

- (1) 江東区職員の職名に関する規則(昭和46年4月江東区規則第21号)第3条に定める参事及び副参事の職に有る者
- (2) 区内に居住する職員
- (3) その他総務部長が必要と認める職員

(職務)

第4条 構成員は、従事職員の指揮のもと、次に掲げる職務を行う。ただし、総務部長及び防災課長が登庁した場合は、その指揮による。

- (1) 災害に関する情報収集及び情報の整理に関すること。
- (2) 区長、東京都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 災害対策本部の設置準備に関すること。
- (4) その他従事職員が必要と認めたこと。

(態勢の解除)

第5条 区災害対策本部が設置され、又は災害の状況に応じた非常配備がとられた場合は、態勢を解除する。この場合、構成員はその所属する部に編入される。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、総務部長が定める。

江東区防災行政用無線局管理運用規程

昭和57年3月31日訓令甲第3号

庁中一般

出張所

事業所

(趣旨)

第1条 この規程は、江東区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務、江東区国民保護計画に基づく措置に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設定した江東区防災行政用無線局の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- (3) 固定局 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「規則」という。)第4条第1項第1号に規定する固定局をいう。
- (4) 基地局 規則第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- (5) 移動局 規則第4条第1項第14号に規定する移動局(260メガヘルツの周波数帯を利用したデジタル方式の無線局に限る。)をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成は、別に定める。

(無線局の職員)

第4条 無線局に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理運用の事務を総括し、無線局の職員を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の事務を行い、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 固定局の管理責任者は、総務部危機管理課長をもって充てる。

3 基地局及び移動局の管理責任者は、総務部防災課長をもって充てる。

(管理者)

第7条 固定局、基地局及び移動局の通信操作を行う部署に、管理者を置く。

2 管理者は、配備された無線設備を管理し、当該部署の無線従事者又は通信取扱者を指揮監督する。

3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理運用の事務を行い、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 固定局の通信取扱責任者は、危機管理課危機管理係長をもって充てる。

3 基地局及び移動局の通信取扱責任者は、防災課災害対策係長をもって充てる。

(無線従事者)

第9条 固定局及び基地局に、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督の下に無線設備の通信操作及び運用を行う。

3 無線従事者は、資格を有する者の中から総括管理者が指定する。

(通信取扱者)

第10条 移動局に、通信取扱者を置く。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮監督の下に、当該局の通信操作を行う。

3 通信取扱者は、管理者が指定する。

(無線従事者の配置、養成等)

第11条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿を作成するものとする。

(備付け書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、通信の都度、無線業務日誌を電磁的方法により記録し、必要に応じ印刷するものとする。

(無線設備の管理・点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、管理者は善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 総括管理者は、毎年1回以上無線設備を専門業者に委託して点検するものとする。

(無線局の免許)

第14条 総括管理者は、無線局の新設、移設等の異動を把握し、適切に無線局の免許の申請を行う。

2 総括管理者は、毎年1回以上無線局の免許の申請内容に相違がないか点検し、必要に応じて届出を行う。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる訓練を行うものとする。

(1) 総合通信訓練

(2) 定期通信訓練

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報、注意報等の伝達訓練及び情報収集訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波関係法令並びにこの規程及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(中間省略)

附 則(平成13年訓令甲第3号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成19年訓令甲第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令甲第19号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

江東区デジタル防災行政用無線局(移動系)運用細則

（目的）

第1条 この細則は、江東区防災行政用無線局管理運用規程第17条の規定に基づき、無線局(移動系)の基地局及び陸上移動局の運用について必要な事項を定めるものとする。

（通信事項）

第2条 通信事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震(予知情報を含む)・火災・台風等の災害情報に関すること。
- (2) 住民の生命に係る緊急重要な事項に関すること。
- (3) 通信訓練に関すること。
- (4) 区の一般行政事務連絡に関すること。

（通信の原則）

第3条 無線通信を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない通信を行わないこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号・隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出符号又は呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、ただちに訂正すること。
- (5) 相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめたうえで送信すること。

（運用時間）

第4条 無線局(移動系)の一般行政のための通信は、1回につき原則として3分以内とする。

（通信の統制）

第5条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を統制することができる。

（目的外使用の禁止）

第6条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

（混信等の防止）

第7条 無線局は、他の無線局を阻害するような混信又は妨害を与えないよう運用しなければならない。

（通信の記録）

第8条 基地局の無線従事者は、通信を行ったとき、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（通話の方法）

第9条 通信の方法は、別表に掲げる方法による。

（その他）

第10条 この細則に定めのない事項については、総務部長が定める。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年3月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

通信の方法	
1 移動系	
(1) 相手局を呼び出す場合	
ア 「相手局の呼出名称」	2回
イ 「こちらは」	1回
ウ 「自局の呼出名称」	2回
(2) 通信の相手局を一括して呼び出す場合	
ア 「江東各局」	2回
イ 「こちらは」	1回
ウ 「自局の呼出名称」	2回
(3) 自局に対する呼び出しを受信したときは、ただちに応答しなければならない。	
ア 「相手局の呼出名称」	2回
イ 「こちらは」	1回
ウ 「自局の呼出名称」	1回
(4) 自局に対する呼び出しの相手が不明のときは、次の事項を順次送信する。	
ア 「誰かこちらを呼びましたか」	2回
イ 「こちらは」	1回
ウ 「自局の呼出名称」	1回
(5) 自局に対する呼び出しであることが確実でない呼び出しを受信したときは、その呼び出しが反復され、かつ、自局に対する呼び出しであることが確実に判明するまでは応答してはならない。	
(6) 呼び出しに対して、応答がないため、呼び出しを反復するときは適当な間隔をおいて行う。	
(7) 通報の送信は、次の事項を順次送信して行う。	
ア 「相手局の呼出名称」	1回
イ 「こちらは」	1回
ウ 「自局の呼出名称」	1回
エ 「通報内容」	1回
オ 「どうぞ」	1回
(8) 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信する。ただし、ア、イは省略することができる。	
ア 「相手局の呼出名称」	1回
イ 「自局の呼出名称」	1回
ウ 「了解」	1回

江東区災害医療救護体制協議会設置要綱

平成7年4月10日江総防発第19号

(設置)

第1条 「災害時の医療救護活動についての協定書」(令和元年7月10日協定。以下「協定」という。)第13条に基づき、協定の円滑な実施を図るため、江東区災害医療救護体制協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項に関して協議するものとする。

- (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる機関の代表者をもって構成する。

- (1) 公益社団法人江東区医師会 2人
- (2) 一般社団法人東京都江東区歯科医師会 4人
- (3) 深川・城東警察署 2人
- (4) 深川・城東消防署 2人
- (5) 江東区 5人

3 会長は、江東区の代表者の中から、委員の互選により選出する。

(運営)

第4条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、会務を総理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、総務部防災課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

災害対策基本法（抄）

昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号

最終改正 令和 3 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 3 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
- 4 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 5 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 6 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港務局（第 82 条第 1 項において「港湾局」という。）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 7 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 8 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 9 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項の委員会若しくは第 3 号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第 12 条第 8 項、第 25 条第 6 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 28 条の 3 第 6 項第 3 号及び第 28 条の 6 第 2 項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された

事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

10 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第13条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(地方防災会議の協議会)

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

(政令への委任)

第20条 第17条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第 22 条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(市町村災害対策本部)

第 23 条の 2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第 7 項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第 29 条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前 2 項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第 30 条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第 252

条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。)の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。
(職員の派遣義務)

第31条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前2条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(派遣職員の身分取扱い)

第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。（都道府県相互間地域防災計画）

第 43 条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

（市町村相互間地域防災計画）

第 44 条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第 42 条第 2 項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第 42 条第 4 項から第 6 項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第 45 条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(防災訓練義務)

第 48 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第 1 項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第 1 項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第 49 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第 49 条の 2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第 49 条の 3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第 49 条の 4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第 49 条の 7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第 49 条の 8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第 49 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第 49 条の 14 第 3 項第 1 号及び第 49 条の 15 において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第 49 条の 12 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の出動命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示のための通信設備の優先利用等）

第61条の3 第57条の規定は、市町村長が第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第6項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長

等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

- 3 市町村長は、前 2 項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事の従事命令等)

第 71 条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 7 条から第 10 条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事による応援の要求)

第 74 条の 2 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第 72 条第 1 項の規定による指示又は同条第 2 項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は発生するおそれがある市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

- 3 前 2 項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(災害時における車両の移動等)

第 76 条の 6 第 76 条の 4 第 2 項に規定する道路管理者等（以下、この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著

しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。
- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
 - 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
 - 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
 - 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合
- 4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

（避難所における生活環境の整備等）

第86条の6 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第86条の7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広域一時滞在の協議等）

第86条の8 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

(被災者の運送)

第86条の14 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(安否情報の提供等)

第86条の15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があつたときは、回答することができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(物資又は資材の供給の要請等)

第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

(罹災証明書の交付)

第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。（台帳情報の利用及び提供）

第 90 条の 4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 1 項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第 97 条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

（特別区についてのこの法律の適用）

第 110 条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

（罰則）

第 113 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

1 第 71 条第 1 項の規定による都道府県知事（同条第 2 項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。）の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつた者

第 115 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

1 第 71 条第 1 項（同条第 2 項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）、第 78 条第 2 項（第 27 条第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。）又は第 78 条第 3 項（第 27 条第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

災 害 救 助 法 (抄)

昭和22年10月18日法律第118号

最終改正 令和3年5月20日

(救助の対象)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（次条第 2 項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第 2 条第 2 項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務処理の特例)

第 13 条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(費用の支弁区分)

第 18 条 第 4 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(繰替支弁)

第 30 条 都道府県知事は、第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

災害救助法施行令 (抄)

昭和22年10月30日政令第225号
最終改正 令和3年5月20日

(災害の程度)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第2条 法第4条第1項第10号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 死体の搜索及び処理
- 2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

別表第1

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

資料 I-13-3 (震災編P震-191、震-220、震-278、震-283、震-319、震-322、震-324)

災害救助法項目別適用単価等一覧 (災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

救助の種類	救助の対象	令和4年度 費用限度額等	救助の期間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330 円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1. 対象費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。 2. 輸送費は別途計上。 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	〈建設型応急住宅〉 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2. 基本額 1戸当たり 6,285,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000 円以内であれば良い。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内。
		〈賃貸型応急住宅〉 1. 規模 建設型応急住宅に準ずる。 2. 基本額 地域の実情に応じた額。		1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型応急住宅と同様。

救助の種類	救助の対象	令和4年度 費用限度額等				救助の期間	備 考
炊出しその他による食品の給与	1.避難所に避難している者 2.住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内				災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊、全焼、流失、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1.夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2.下記金額の範囲内。				災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額。
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
全壊 全焼 流失	夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
	冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,160円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
	冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円
医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1.救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の実費。 2.病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内。 3.施術者 協定料金の額以内。				災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上。

救助の種類	救助の対象	令和4年度 費用限度額等	救助の期間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費。 2. 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額。	分娩した日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	1. 災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用(1世帯当たり) 1. 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	
学用品の給与	全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損壊等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費。 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円以内 中学生生徒 5,000 円以内 高等学校等生徒 5,500 円以内	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3. 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

救助の種類	救助の対象	令和4年度 費用限度額等	救助の期間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者	1 体当たり 大人(12 歳以上) 213,800 円以内 小人(12 歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上。
死体の処理	災害の際死亡した者	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 3,500 円以内 2. 死体の一時保存 ①既存建物利用の場合 通常の実費 ②既存建物でない場合 1 体当たり 5,400 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3. 検案 救護班以外による場合は慣行料金。	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間	

救助の種類	救助の対象	令和4年度 費用限度額等	救助の期間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で、当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまで定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え、2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え、3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え、5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められている期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被災者生活再建支援法 (抄)

平成10年5月22日法律第66号

最終改正 令和2年12月4日

(目的)

第 1 条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
- ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

(被災者生活再建支援金の支給)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第 7 項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円
 - 二 その居住する住宅を補修する世帯 100 万円
 - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号 に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50 万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100 万円

- 二 その居住する住宅を補修する世帯 50 万円
- 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25 万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第 2 項から前項までの規定を準用する。この場合において、第 2 項、第 3 項及び第 5 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と、第 2 項中「200 万円」とあるのは「150 万円」と、第 4 項中「300 万円」とあるのは「225 万円」と、第 5 項中「25 万円」とあるのは「18 万 7 千 5 百円」と読み替えるものとする。
（支給事務の委託）
- 第 4 条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第 6 条第 1 項に規定する支援法人に委託することができる。
- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第 6 条第 1 項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。
（政令への委任）
- 第 5 条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

被災者生活再建支援法施行令

平成10年11月5日政令第361号

最終改正 令和3年5月20日

(支援金の支給に係る自然災害)

第1条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項の規定により同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第1号又は第2号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。次号及び第6号において同じ。）10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第3号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、第1号から第3号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
(構造耐力上主要な部分)

第2条 法第2条第2号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に定めるものとする。

(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

第3条 法第3条第4項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第2項第1号に掲げる世帯であるものを除く。次条第3項において「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項若しくは第6項又は第61条第1項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第3項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第60条第5項（同法第61条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第60条第1項若しくは第6項又は第61条第1項の規定による立退きの指示（以下この号及び次条第3項において「避難指示」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難指示が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難指示が行われている期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第60条第5項（同法第61条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

- 2 法第3条第4項の政令で定める額は、同条第2項の規定による額（同条第3項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）とする。
- 3 前2項の規定は、法第2条第2号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第1項中「同条第2項第1号」とあるのは「同条第7項において読み替えて準用する同条第2項第1号」と、前項中「同条第2項」とあるのは「同条第7項において読み替えて準用する同条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第7項において読み替えて準用する同条第3項」と、「70万円」とあるのは「52万5千円」と、「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第4条 法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号又は第5項各号（これらの規定を同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

- 2 法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号又は第5項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までに、申請書に、同条第2項各号又は第5項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 3 法第3条第1項の規定による支援金（前条第2項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難指示又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第3条第1項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（内閣府令への委任）

第5条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

首都直下地震対策特別措置法（抄）

平成 25 年 11 月 29 日法律第 88 号

最終改正 平成 30 年 7 月 15 日

（目的）

第 1 条 この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「首都直下地震」とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。次項において同じ。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能をいう。

3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

（首都直下地震緊急対策区域の指定等）

第 3 条 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による緊急対策区域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前 3 項の規定は、内閣総理大臣が第 1 項の規定による緊急対策区域の指定の解除をする場合に準用する。

（緊急対策推進基本計画）

第 4 条 政府は、前条第 1 項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緊急対策推進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針

三 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関し次に掲げる事項

イ 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

ロ 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該首都中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

ハ 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、首都中枢機能の維持に関し必要な事項

四 第7条第1項に規定する首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び第8条第1項に規定する基盤整備等計画の同条第10項の認定に関する基本的な事項

五 第21条第1項に規定する地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

六 第24条第1項に規定する特定緊急対策事業推進計画の同条第8項の認定に関する基本的な事項

七 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、緊急対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、緊急対策推進基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、緊急対策推進基本計画を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による緊急対策推進基本計画の変更について準用する。
(首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定等)

第7条 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「安全確保施設」という。）の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区（以下「基盤整備等地区」という。）として指定するものとする。

2 第3条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による基盤整備等地区の指定について準用する。この場合において、同条第5項中「前3項」とあるのは、「前2項」と読み替えるものとする。
(地方緊急対策実施計画)

第21条 第3条第1項の規定による緊急対策区域の指定があったときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県（以下「関係都県」という。）の知事（以下「関係都県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「地方緊急対策実施計画」という。）を作成することができる。

2 地方緊急対策実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方緊急対策実施計画の区域

二 地方緊急対策実施計画の目標

三 地方緊急対策実施計画の期間

3 地方緊急対策実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

一 次に掲げる施設等の整備等であって、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る地震防災上緊急に実施する必要があるものに関する事項

イ 高層建築物、地下街、駅その他不特定かつ多数の者が利用する施設又は当該施設内におけるエレベーター等の設備のうち、地震防災上その利用者の安全の確保を要するもの

ロ 工場、事業場等の施設が集積している地域における工場その他の施設又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域における石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所その他の施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、首都直下地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等

二 首都直下地震に係る被害の発生を防止し、又は軽減するための住宅その他の建築物等に係る地震防災対策に関し次に掲げる事項

イ 住宅その他の建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）の促進その他建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。）に関する事項

ロ 住宅その他の建築物の不燃化、延焼の防止その他の火災の発生の防止及び火災による被害の軽減に関する事項

ハ 延焼の防止、避難路の確保等のための街区の整備に関する事項

- ニ 住居内における安全の確保に関する事項
- ホ 土砂災害及び地盤の液状化の防止に関する事項
- 三 次に掲げる事項のうち、当該緊急対策区域において首都直下地震に係る災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施に必要なもの
 - イ 被災者の救難及び救助の実施に関する事項
 - ロ 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）における医療の提供に関する事項
 - ハ 地震災害時における滞在者等に対する支援に関する事項
 - ニ 地震災害時における電気、ガス、水道等の供給体制の確保に関する事項
 - ホ 災害応急対策及び災害復旧に必要な物資の流通に関する事項
 - ヘ 地震災害時における通信手段の確保に関する事項
 - ト ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項
 - チ 海外からの防災に関する支援の円滑な受入れに関する事項
 - リ 応急仮設住宅の建設に係る用地の確保に関する事項
 - ヌ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保に関する事項
- 四 住民等の協働による防災対策の推進に関する事項
- 五 首都直下地震に係る防災訓練に関する事項
- 六 地震防災に関する技術の研究開発に関する事項
- 七 前各号に掲げる事項に係る事業又は事務（以下「事業等」という。）と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等その他の首都直下地震に係る地震防災対策の推進のため前各号に掲げる事項に係る事業等に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、緊急対策の推進に関し必要な事項で内閣府令で定めるもの
- 4 前項各号に掲げる事項には、関係都県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該関係都県以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。
- 5 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画に当該関係都県以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 6 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地方緊急対策実施計画に係る緊急対策区域である市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 7 関係都県知事は、地方緊急対策実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 前3項の規定は、地方緊急対策実施計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（首都直下地震に係る総合的な防災訓練の実施）

第37条 緊急対策区域に係る災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関）及び関係都県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならない。

（広域的な連携協力体制の構築）

第38条 国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他の関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、関係都県及び関係市町村と関係都県及び関係市町村以外の地方公共団体その他の関係機関との広域的な連携協力体制の構築に努めなければならない。

2 国は、前項の広域的な連携協力体制の構築が推進されるよう、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

Ⅱ 協 定 等

江東区災害時協定一覧

令和 5 年 7 月現在

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
1	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	東京都米穀小売商業組合 江東支部	昭和 55 年 6 月 12 日	精米の優先供給
2	墨田区及び江東区防災相互協定	墨田区	昭和 58 年 3 月 16 日	応援職員の派遣等
3	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書	東京都石油商業組合 江東支部	昭和 61 年 5 月 26 日	ガソリン、石油等の優先供給
4	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定	一般社団法人東京都トラック協会深川支部 一般社団法人東京都トラック協会城東支部	昭和 61 年 5 月 26 日	救助物資等の輸送用車両の優先提供
5	災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書	東京都麺類協同組合深川支部 東京都麺類協同組合城東支部	昭和 62 年 12 月 21 日	めん類の優先供給
6	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	平成 8 年 2 月 16 日 平成 26 年 3 月 14 日 再締結	応援職員の派遣等
7	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団	平成 8 年 10 月 25 日	応急対策活動の協力
8	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人 江東区健康スポーツ公社	平成 8 年 10 月 25 日	応急対策活動の協力
9	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会	平成 8 年 10 月 25 日	応急対策活動の協力
10	災害時における救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部	平成 8 年 12 月 17 日	救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供
11	油流出等の事故処理業務に関する協定書	栄都建設株式会社 穴倉建設工業株式会社	平成 9 年 3 月 7 日	河川等における油流出事故の処理協力
12	災害時における応急対策活動支援に関する協定	江東製本紙工業協同組合	平成 9 年 10 月 1 日	作業用資機材等の優先提供
13	災害時における柔道整復師会の協力についての協定書	公益社団法人 東京都柔道整復師会江東支部	平成 9 年 12 月 15 日 令和元年 7 月 22 日 再締結	応急救護活動の実施
14	災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定	日本郵便株式会社深川郵便局 日本郵便株式会社城東郵便局 日本郵便株式会社新東京郵便局	平成 10 年 5 月 18 日	緊急輸送、連絡業務等の支援
15	災害時の医療救護活動についての協定書	公益社団法人江東区医師会	平成 10 年 5 月 21 日 令和元年 7 月 10 日 再締結	医療救護活動の実施
16	災害時における霊柩自動車輸送の優先提供に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	平成 10 年 9 月 9 日	霊柩自動車の優先提供
17	災害時における特別法律相談に関する協定	江東法曹倶楽部	平成 15 年 2 月 6 日	特別法律相談の実施

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
18	災害時等における放送要請に関する協定	東京ベイネットワーク株式会社 レインボータウンエフエム放送株式会社	平成 16 年 8 月 2 日	災害情報等の放送
19	災害時における応急物資供給に関する協定書	江東区商店街連合会	平成 16 年 10 月 16 日	応急物資の供給
20	災害時におけるし尿収集に関する協定	株式会社善興社	平成 16 年 12 月 13 日	し尿収集業務の実施
21	災害時における動物救護活動についての協定書	公益社団法人東京都獣医師会 江東支部	平成 17 年 12 月 27 日	動物救護活動の実施
22	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定	栃木県大田原市	平成 18 年 1 月 30 日	応援職員等の派遣
23	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定	埼玉県秩父市	平成 18 年 1 月 31 日	応援職員等の派遣
24	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書	イオンリテール株式会社 (イオン東雲店) イオンリテール株式会社 (イオン南砂店)	平成 18 年 8 月 1 日	応急物資の優先供給等
25	災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書	一般社団法人江東区薬剤師会	平成 18 年 11 月 1 日 令和元年 7 月 30 日 再締結	医療救護活動の実施
26	災害時における救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の優先提供に関する協定	東京湾遊漁船業協同組合	平成 19 年 3 月 13 日	輸送用船舶及び係留施設の優先提供
27	災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	平成 20 年 9 月 24 日	葬祭用品の提供等
28	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書	株式会社ダイエー	平成 21 年 2 月 10 日	応急物資の優先供給等
29	災害時協力協定	株式会社 I H I 鹿島東京開発株式会社 株式会社竹中工務店東京本店	平成 21 年 3 月 17 日	近隣住民の救助活動、帰宅困難者への物資供給施設の提供
30	災害時の応急対策活動に関する協定	江東区防災協力連合会 江東建設業協会 江東管交会 東部電協適格協同組合 社団法人東京都建築士事務所協会江東支部 江東造園業災害防止連絡会 解体業協会江東災害協力会	平成 21 年 9 月 17 日	道路公共施設の応急措置、障害物の除去、施設等の点検・修理など
31	災害時協力協定	東京都消防設備協同組合 第 1 5 支部	平成 22 年 2 月 15 日	近隣住民の救助活動、区施設における消防設備の点検及び修理
32	災害時協力協定	東京都自動車整備振興会 江東支部	平成 22 年 7 月 15 日	車両等障害物の除去
33	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	一般社団法人 東京都江東区歯科医師会	平成 23 年 12 月 22 日 令和元年 8 月 6 日 再締結	歯科医療救護活動の実施

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
34	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定	静岡県沼津市	平成 23 年 12 月 26 日	応援職員の派遣等
35	災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定	江東区環境衛生協会	平成 24 年 2 月 8 日	理容・美容・クリーニング・公衆浴場への入浴サービス業務等の実施
36	災害時協力協定	日本ヒューレット・パッカード株式会社	平成 24 年 3 月 19 日	近隣住民への避難誘導、帰宅困難者への物資供給施設の提供
37	災害時における食料品等の優先供給に関する協定	大塚食品株式会社東京支店	平成 24 年 3 月 21 日	食料品等の優先供給
38	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	株式会社カインズ	平成 24 年 3 月 21 日	生活必需品の優先供給
39	災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定	新大橋運輸株式会社 株式会社ゴミクル 株式会社キタザワ	平成 24 年 4 月 1 日	遺体収容所等への搬送協力
40	災害時における応急対策活動支援に関する協定	一般社団法人東京都溶接協会	平成 24 年 5 月 7 日	溶接作業車等の提供、障害物の除去
41	災害時における応急物資の優先供給等に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	平成 24 年 6 月 15 日	応急物資の優先供給
42	災害時における応急物資の供給等に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	平成 24 年 9 月 6 日	応急物資の優先供給
43	災害時協力協定	株式会社久米設計	平成 24 年 12 月 20 日	帰宅困難者への物資供給施設の提供、近隣建物の安全確保作業
44	災害時における応急物資の優先供給に関する協定	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	平成 25 年 1 月 31 日	応急物資の優先供給
45	地震による被災建築物「応急危険度判定」活動に関する協定	一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部	平成 25 年 5 月 8 日	応急危険度判定の実施
46	災害時協力協定	佐川急便株式会社	平成 25 年 7 月 24 日	避難所近隣での応急救援活動、物流に関する専門知識・経験を有する社員の派遣
47	災害時の電源供給に関する協定	株式会社辰巳菱機	平成 25 年 10 月 22 日	区施設等への大型発電機持ち込みによる電源供給、避難所等での電気設備点検、避難所周辺での救援活動など

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
48	災害時における資機材等の優先提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成 25 年 11 月 18 日	資機材等の優先提供
49	災害時における応急物資の優先供給に関する協定	株式会社ナック	平成 25 年 12 月 12 日	飲料水の優先供給
50	災害時における飲料水の優先供給等に関する協定	サントリービバレッジサービス 株式会社首都圏営業本部	平成 26 年 1 月 17 日	飲料水の優先供給、避難所への飲料水の持ち込み、避難所近隣での応急救援活動
51	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会	平成 26 年 3 月 6 日	災害時ボランティアセンターの設置、災害ボランティアの受け入れ、派遣
52	災害時における助産師会の支援活動に関する協定書	公益社団法人 東京都助産師会江東地区分会	平成 26 年 9 月 1 日 令和元年 10 月 4 日 再締結	妊産婦や乳幼児等への保健指導や心身のケア、衛生材料の提供、医療機関への搬送順位の決定など
53	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	学校法人芝浦工業大学	平成 26 年 11 月 19 日	帰宅困難者への一時滞在施設の提供など
54	災害時協力協定	江東リサイクル協同組合	平成 27 年 3 月 11 日	避難所近隣での応急救援活動、し尿等災害廃棄物の収集運搬
55	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	アルフレッサ株式会社墨東支店 岩瀬薬品株式会社葛飾営業所 株式会社スズケン城東支店 東邦薬品株式会社江東営業所 株式会社バイタルネット東京中央支店 株式会社マルタケ東京支店	平成 27 年 3 月 31 日	医薬品等の優先供給
56	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	株式会社メディセオ東京支社	平成 27 年 4 月 30 日	医薬品等の優先供給
57	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	東京東信用金庫	平成 28 年 3 月 15 日	一時滞在施設としての施設利用
58	災害時における緊急輸送業務に関する協定	東京都個人タクシー協同組合 墨東支部	平成 28 年 7 月 13 日	傷病者・物資等輸送用車両の提供など
59	災害時の応急対策活動に関する協定	株式会社三国建設	平成 28 年 8 月 23 日	道路公共施設の応急措置、障害物の除去、施設等の点検・修理など
60	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	東京ガス株式会社	平成 29 年 3 月 2 日	一時滞在施設としての施設利用

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
61	災害時協力協定	砂町北運河連絡協議会	平成 29 年 12 月 18 日	人員・物資等輸送用船舶の提供など
62	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 30 年 3 月 30 日	災害情報等の発信
63	災害時の応急対策活動に関する協定	有限会社貴堀建設	平成 30 年 8 月 24 日	道路等公共施設の応急措置、障害物の除去、資機材の提供等
64	災害時における応急対策業務に関する協定	全建総連東京都連 江東区建設協議会	平成 31 年 1 月 7 日	倒壊建物等からの救出・救助に要する人員及び資機材の提供等
65	災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書	一般社団法人 東京都ＬＰガス協会墨東支部	平成 31 年 2 月 1 日	ＬＰガス等の優先供給
66	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	前田道路株式会社	平成 31 年 3 月 1 日	一時滞在施設としての施設利用
67	災害時の応急対策活動に関する協定	前田道路株式会社	平成 31 年 3 月 1 日	倒壊建物等からの救出・救助に要する人員及び資機材の提供等
68	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	トヨタモビリティ東京株式会社	平成 31 年 3 月 1 日 令和 5 年 5 月 17 日 再締結	一時滞在施設としての施設利用
69	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	蔵王産業株式会社	令和 2 年 2 月 18 日	一時滞在施設としての施設利用
70	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	三井不動産株式会社	令和 2 年 3 月 11 日	一時滞在施設としての施設利用
71	災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	株式会社ミライト・テクノロジー 東京支店	令和 2 年 7 月 1 日	ドローンを活用した支援協力
72	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書	基礎地盤コンサルタンツ 株式会社関東支社 サンコーコンサルタント 株式会社東日本支社 株式会社社長大 江東営業所 株式会社ニュージェック 東京本社 東日本総合計画株式会社 江東営業所	令和 2 年 8 月 3 日	公共土木施設等の災害応急対策における支援協力
73	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	大東建託株式会社	令和 3 年 3 月 3 日	一時滞在施設としての施設利用
74	災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社	令和 3 年 7 月 30 日	災害時の情報連携及び相互協力

No.	協 定 名	協 定 先	協定締結日	協定内容
75	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	清水建設株式会社	令和 3 年 9 月 1 日	一時滞在施設としての施設利用
76	帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定	株式会社シミズオクトホールディングス 株式会社シミズオクト	令和 4 年 8 月 1 日	一時滞在施設としての施設利用
77	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	令和 4 年 9 月 6 日	災害時の住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務に関する協力
78	災害時における移送手段に係る車両の確保等に関する協定	大新東株式会社	令和 4 年 12 月 1 日	災害時における輸送手段の確保
79	災害時を想定した施設整備及び施設利用に関する協力協定	ディエイチ・アセット・ワン 特定目的会社 第一貨物株式会社	令和 4 年 12 月 27 日	災害時の物資輸送に関する施設整備及び施設利用承認
80	災害時における被災者等の支援に関する協定	東京都行政書士会江東支部	令和 5 年 3 月 24 日	災害時の行政書士業務相談等の協力
81	災害時の避難所等開設及び運営に関する協力協定	株式会社ダスキン訪販グループ 営業本部東京地域本部	令和 5 年 4 月 11 日	資機材の優先提供、避難所の衛生・清掃サービス

※協定締結により指定された避難所については資料編その 1 P 資 1-20～P 資 1-30 に掲載しております。

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急用精米の優先供給に関し、江東区(以下「甲」という。))と、東京都米穀小売商業組合江東支部(以下「乙」という。))との間において、下記のとおり協定する。

記

(目 的)

第1条 この協定は、区内に食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに江東区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急用精米の確保を図ることを目的とする。

(精米確保の目標)

第2条 この協定により確保する応急精米の量は、江東区における被災想定人口120,000人(東京都防災会議が「東京区部における地震被害の想定に関する報告」において示した人口)の3食分、おおむね360,000食を当面の目標とする。

(要 請)

第3条 甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは十分な救助ができない場合に、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力する。

- (1) 甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。
- (2) 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から組合員1店舗当り300kg以上江東支部全体で51,600kg(60kg入860俵)の精米を確保しておくこと。
- (3) 応急用精米の包装は、運搬が容易なものとすること。

(調 査)

第5条 甲は、乙の組合員に対して、毎年1回前条第2号の規定についての調査を行うことができる。

2 乙は、前項の調査について協力するものとする。

(価格及び請求)

第6条 応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

2 乙は、第4条第1号の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、特別に輸送に要した経費を甲に請求することができる。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(従事者の災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急用精米を輸送中に乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月15日江東区条例第20号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(看板の掲示)

第9条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「江東区災害時食糧供給協力店」の看板を掲示することができる。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協 議)

第11条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和55年6月12日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区北砂三丁目34番18号
乙 東京都米穀小売商業組合江東支部
支部長 白 杵 歳 雄

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目

江東区を「甲」とし、東京都米穀小売商業組合江東支部を「乙」とし、甲乙間において昭和55年6月12日締結した「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定」(以下「協定書」という。)第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

記

(要請の方法)

第1条 協定書第3条の規定に基づく各組合員への優先供給の要請は、原則として別表第1表による連絡網を通して行うものとする。ただし、電話により連絡できる場合は、乙と協議して決める。

(納入及び検査)

第2条 乙は、甲の要請により精米を納入したときは、納品書を2通作成し、甲に提出する。

2 甲は、納入された精米と納品書を確認し納品書の1通に確認者の氏名を記入し、乙に戻すものとする。

(調 査)

第3条 協定書第5条第1項の規定に基づき行う調査は、精米保有状況調査書(別記第1号様式)による。

(代金の請求)

第4条 代金を請求する場合は、江東区会計事務規則(昭和39年3月30日江東区規則第13号)に基づく請求用紙を使用するものとする。

(看 板)

第5条 協定書第9条の規定に定める看板は、別図のとおりとする。

(経費等の請求)

第6条 協定書第6条及び第8条の規定に定める手続は、環境部防災課で行うものとする。

昭和55年6月12日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区北砂三丁目34番18号
乙 東京都米穀小売商業組合江東支部
支部長 臼 杵 歳 雄

墨田区及び江東区防災相互協定

墨田区及び江東区は、西に隅田川、東に荒川、中川との河川に挟まれた江東デルタ地帯にあり、幾度か地震等の被害を受けてきた。

両区は、過去の災害に鑑みともに災害に強い町づくりの建設を進め、住民の生命、財産の安全確保に努力している。

ここに両区は、防災体制の整備充実を図るため、災害時の相互援助協力を行うこの協定を結ぶものとする。

(趣 旨)

第1条 両区は、災害対策基本法(昭和36年11月法律第223号)に基づく防災業務に関し、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

(災害用物資、資材の援助)

第2条 両区のうち一区に災害が発生し、応急対策及び復旧対策に必要な物資資材に不足をきたした場合、両区の他方に対して援助要請をすることができる。

第3条 前条の規定により、物資資材の援助要請を受けた区は、可能な限り供給するものとする。

第4条 前条の規定により供給する物資資材は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品(乾パン等)
- (2) 毛布
- (3) 生活必需品
- (4) その他応急対策用資器材等

第5条 第3条の規定により、供給を受けた物資資材については、災害復旧後速やかに返還するものとする。

(飲料水の供給)

第6条 災害時において、飲料水の確保が困難な場合、両区は相互に給水の援助を行う。

(防災行政無線)

第7条 両区は、災害時の通信手段として無線局の活用を図るものとする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項については、両区協議のうえ決定する。

昭和58年3月16日

東京都墨田区長
山 崎 榮次郎

東京都江東区長
小松崎 軍 次

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

東京都江東区(以下「甲」という。)と東京都石油商業組合江東支部(以下「乙」という。)は、江東区内に石油類等の調達を必要とする災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、次のとおり石油類等の優先供給に関する協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動(石油類等の確保)に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協 力)

第2条 乙は、日頃の施設の安全点検を厳守するとともに、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的施策として、甲から協力の要請があったときは積極的に次の事項について協力するものとする。

(1) ガソリン、軽油、灯油等、石油類等の供給

(要請手続)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において石油類等を調達する必要が生じたときには、乙に対し第2条に掲げる協力について、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請手続については、江東区地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙の供給した石油類等の代金を負担するものとする。この場合の石油類等の価格は、災害発生直前の小売価格とする。

(請求及び支払)

第5条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、石油類等の供給がなされた後、行うものとする。

2 甲は、乙より前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙の組合員が甲の要請に基づく業務を遂行中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(報 告)

第7条 乙は、甲の要請により対応できる店舗数、人員、燃料の平均貯蔵量等の状況を、毎年1回甲に報告するものとする。

(看板の掲示)

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「江東区災害時石油類等提供協力店」の看板を掲示し、地域住民に周知するものとする。

2 前項の看板に要する費用は甲が負担する。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協 議)

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、昭和61年5月26日から効力を発生するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和61年5月26日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
東京都江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区東砂七丁目17番18号
乙 東京都石油商業組合江東支部
支部長 渡辺 初治

災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定

災害時に救助物資等を輸送するための車両の優先提供に関し、東京都江東区(以下「甲」という。)と社団法人東京都トラック協会深川支部(以下「乙」という。)とは次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、相当の救援活動を必要とする場合において、東京都江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環として区内運送事業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって円滑な輸送用車両の調達を図ることを目的とする。

(調達目標)

第2条 この協定により調達する応急援助物資等の輸送用車両台数の目標数は、東京都江東区地域防災計画に定める供給予定台数とする。

(車両の確保)

第3条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から組合員に対する連絡体制の確立を図るとともに、東京都江東区地域防災計画に定める供給予定台数を常時確保できるよう努めるものとする。

(提供要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用車両の調達が必要となったときは、乙に対して輸送用車両の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した台数の車両をできる限り優先提供するものとする。

(運送料金及び請求)

第5条 前条第2項の規定により乙が甲に提供した車両の運送料金は、当該車両の調達を必要とする災害が発生した直前の区の協定料金とする。

2 乙は、前条第2項の規定により甲に車両を提供したときは、前項の規定の料金に提供日数又は時間を乗じて得た金額を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の組合員が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第8条 甲は、毎年1回以上、乙に対して組合員の保有車両数及び非常災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協 議)

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、昭和61年5月26日から効力を発生するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和61年5月26日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
東京都江東区長 小 松 崎 軍 次

東京都江東区佐賀一丁目1番16号
乙 社団法人 東京都トラック協会深川支部
支 部 長 鎮 目 富 繁

災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定

災害時に救助物資等を輸送するための車両の優先提供に関し、東京都江東区(以下「甲」という。)と社団法人東京都トラック協会城東支部(以下「乙」という。)とは次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、相当の救援活動を必要とする場合において、東京都江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環として区内運送事業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって円滑な輸送用車両の調達を図ることを目的とする。

(調達目標)

第2条 この協定により調達する応急援助物資等の輸送用車両台数の目標数は、東京都江東区地域防災計画に定める供給予定台数とする。

(車両の確保)

第3条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から組合員に対する連絡体制の確立を図るとともに、東京都江東区地域防災計画に定める供給予定台数を常時確保できるよう努めるものとする。

(提供要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用車両の調達が必要となったときは、乙に対して輸送用車両の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した台数の車両をできる限り優先提供するものとする。

(運送料金及び請求)

第5条 前条第2項の規定により乙が甲に提供した車両の運送料金は、当該車両の調達を必要とする災害が発生した直前の区の協定料金とする。

2 乙は、前条第2項の規定により甲に車両を提供したときは、前項の規定の料金に提供日数又は時間を乗じて得た金額を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の組合員が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第8条 甲は、毎年1回以上、乙に対して組合員の保有車両数及び非常災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、昭和61年5月26日から効力を発生するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和61年5月26日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
東京都江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区亀戸六丁目10番2号
乙 社団法人 東京都トラック協会城東支部
支部長 山岡 初太郎

災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書

東京都江東区(以下「甲」という。)と東京都麺類協同組合深川支部(以下「乙」という。)及び東京都麺類協同組合城東支部(以下「丙」という。)との間で江東区内に、めん類等の調達を必要とする災害が発生した場合区民の生命の安全と生活を確保するため、次のとおりめん類等の優先供給に関する協定を締結する。

記

(目 的)

第1条 この協定は、区内に食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに、東京都江東区地域防災計画に基づく応急食糧確保の一環として、区内めん類業者の積極的な協力を得ることにより、区民に対する応急食糧の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙及び丙は、甲が行う応急食糧の給与活動について、甲から協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) めん類等給食に関する原材料の提供
- (2) めん類等給食に関する設備機器の提供
- (3) めん類等に関する労務の提供

(要請手続)

第3条 甲は、乙及び丙に協力を要請する場合は、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、要請しなければならない。

2 乙及び丙に対する甲の要請手続は、江東区地域防災計画に定める関係部の部長が担当する。

(指 示)

第4条 乙及び丙の協力を係わる指示及び連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとする。

(費用弁償及び経費負担)

第5条 甲は、乙及び丙が提供した原材料及び設備機器等に係る実費を弁償するものとする。

2 甲は、乙及び丙が原材料及び設備機器等の運搬に要した経費を負担するものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙及び丙は、業務終了後前条に定める費用及び経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙及び丙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、めん類等の提供業務により乙及び丙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙及び丙の組合員の承諾を得て、各店舗に「江東区災害時食糧供給協力店」の看板を掲示することができる。

(細 目)

第9条 この協定の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定する。

(付 則)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

上記協定の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和62年12月21日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 東京都江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区扇橋一丁目8番3号
乙 東京都麺類協同組合深川支部
代表者 深川支部長 鈴木柳之助

東京都江東区大島三丁目10番7号
丙 東京都麺類協同組合城東支部
代表者 城東支部長 山崎 亮一

災害時におけるめん類等の提供に関する協定細目

「災害時におけるめん類等の提供に関する協定書」(以下「協定書」という。)第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(協力の内容)

第1条 協定書第2条に定める労務の提供には、甲が実施する給食活動の実施場所までの原材料及び設備機器の運搬を含むものとする。

(要請手続)

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、めん類等提供要請書(別記第1号様式)により乙及び丙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し後日文書をもって処理するものとする。

2 乙及び丙に対して要請するいとまがないときは、直接乙及び丙の組合員に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙及び丙の組合員に要請した場合は、後日文書をもって、乙及び丙に報告するものとする。

(費用弁償)

第3条 協定書第5条に定める費用弁償の実費は、次のとおりとする。

1 提供した原材料については、災害発生時、直前の市価を基準として、双方協議のうえ定める。

2 提供した設備機器については、設備機器が亡失又は破損した場合は、設備機器の新規購入または修理に要した実費を弁償するものとする。

3 提供した労務については、双方協議のうえ定める。

(請求手続)

第4条 協定書第6条に定める請求は、めん類等提供請求書(別記第2号様式)に応急給食活動報告書(別記第3号様式)を添えて請求するものとする。

昭和62年12月21日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 東京都江東区長 小松崎 軍次

東京都江東区扇橋一丁目8番3号
乙 東京都麺類協同組合深川支部
代表者 深川支部長 鈴木柳之助

東京都江東区大島三丁目10番7号
丙 東京都麺類協同組合城東支部
代表者 城東支部長 山崎 亮一

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

（相互協力及び相互支援の内容）

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1） 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（2） 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（3） 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

（4） 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

（5） 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長 石川 雅 己

中央区長 矢田 美 英

港区長 武井 雅 昭

墨田区長 山 崎 昇

江東区長 山 崎 孝 明

品川区長 濱 野 健

目黒区長 青 木 英 二

大田区長 松 原 忠 義

世田谷区長 保 坂 展 人

渋谷区長 桑 原 敏 武

中野区長 田 中 大 輔

杉並区長 田 中 良

新宿区長 中 山 弘 子

文京区長 成 澤 廣 修

台東区長 吉 住 弘

豊島区長 高 野 之 夫

北区長 花川 與惣太

荒川区長 西川 太一郎

板橋区長 坂 本 健

練馬区長
職務代理者 琴 尾 隆 明
副区長

足立区長 近 藤 弥 生

葛飾区長 青 木 克 徳

江戸川区長 多 田 正 見

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定実施細目

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目 (協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

(2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

(3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における
応援職員の受入れ支援に関する実施細目
(協定第5条第1号関係)

1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における
救援物資の受入れ支援に関する実施細目
(協定第5条第2号関係)

1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他
避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
(協定第5条第3号関係)

1 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」と

- いう。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
- (1) 避難勧告を発令した場合
- (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
- なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
- ① 避難者数
- ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
- ③ その他緊急に対応する必要がある事項
- (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
- なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
- ① 避難場所周辺の被災の状況
- ② 避難所に関する情報
- ③ 交通機関の状況
- ④ その他被災者に必要な情報
- (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
- (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。
- (附 則)
- この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。
- (附 則)
- この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
- なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。
- (附 則)
- この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定

された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。

- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

- 1 被災区への専門職員等の派遣

- (1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

- 2 支援区での二次避難所の提供

- (1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員

- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査

及びり災証明発行に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目 (協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目 (協定第5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
 - (2) 受入れを必要とする期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目 (協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時における応急対策活動の協力に関する協定

災害時における応急対策活動(以下「災害応急対策活動」という。)の協力に関し、江東区(以下「甲」という。)と財団法人江東区地域振興会(以下「乙」という。)との間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内 容)

第2条 乙は、江東区地域防災計画の定めるところにより、江東区災害対策本部が設置された場合には、甲の要請に基づき、災害応急対策活動に協力するものとする。

2 前項の場合において、乙は、江東区災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(費用弁償)

第3条 乙が前条により職員を従事させた場合に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する職員とは、江東区職員の派遣に関する協定に基づき乙に派遣を命じられた江東区職員及び乙の就業規則第12条により採用された職員をいう。

(災害補償)

第4条 乙の職員が第2条第1項により災害応急対策活動に従事したために災害を受けた場合は、甲は、江東区職員の公務災害又は通勤災害による補償及び特別区職員の見舞金と同額の補償を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、平成8年11月1日から施行する。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年10月25日

東京都江東区東陽四丁目11番28号

甲 東京都江東区

江東区長 室 橋 昭

東京都江東区東陽四丁目11番3号

乙 財団法人江東区地域振興会

理事長 室 橋 昭

災害時における応急対策活動の協力に関する協定

災害時における応急対策活動(以下「災害応急対策活動」という。)の協力に関し、江東区(以下「甲」という。)と財団法人江東区健康スポーツ公社(以下「乙」という。)との間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内 容)

第2条 乙は、江東区地域防災計画の定めるところにより、江東区災害対策本部が設置された場合には、甲の要請に基づき、災害応急対策活動に協力するものとする。

2 前項の場合において、乙は、江東区災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(費用弁償)

第3条 乙が前条により職員を従事させた場合に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する職員とは、江東区職員の派遣に関する協定に基づき乙に派遣を命じられた江東区職員及び乙の就業規則第12条により採用された職員をいう。

(災害補償)

第4条 乙の職員が第2条第1項により災害応急対策活動に従事したために災害を受けた場合は、甲は、江東区職員の公務災害又は通勤災害による補償及び特別区職員の見舞金と同額の補償を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、平成8年11月1日から施行する。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年10月25日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
江東区長 室 橋 昭

東京都江東区東陽二丁目1番1号
乙 財団法人江東区健康スポーツ公社
理 事 長 室 橋 昭

災害時における応急対策活動の協力に関する協定

災害時における応急対策活動(以下「災害応急対策活動」という。)の協力に関し、江東区(以下「甲」という。)と社会福祉法人江東区社会福祉協議会(以下「乙」という。)との間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内 容)

第2条 乙は、江東区地域防災計画の定めるところにより、江東区災害対策本部が設置された場合には、甲の要請に基づき、災害応急対策活動に協力するものとする。

2 前項の場合において、乙は、江東区災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(費用弁償)

第3条 乙が前条により職員を従事させた場合に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する職員とは、江東区職員の派遣に関する協定に基づき乙に派遣を命じられた江東区職員及び乙の就業規則第12条により採用された職員をいう。

(災害補償)

第4条 乙の職員が第2条第1項により災害応急対策活動に従事したために災害を受けた場合は、甲は、江東区職員の公務災害又は通勤災害による補償及び特別区職員の見舞金と同額の補償を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、平成8年11月1日から施行する。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年10月25日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
江東区長 室 橋 昭

東京都江東区東陽六丁目2番17号
乙 社会福祉法人江東区社会福祉協議会
会 長 室 橋 昭

災害時における救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供に関する協定

災害時に救助物資等を輸送するための軽自動車の優先提供に関し、東京都江東区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部(以下「乙」という。)とは次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、相当の救援活動を必要とする場合において、東京都江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環として乙の積極的な協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

(提供要請等)

第2条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用軽自動車の調達が必要となったときは、乙に対してその優先提供を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した台数の軽自動車をできる限り優先提供しなければならない。

(運送料金及び請求)

第3条 前条第2項の規定により乙が甲に提供した軽自動車の運送料金は、当該軽自動車の調達を必要とする災害が発生した直前の乙の通常価格料金とする。

2 乙は、前条第2項の規定により甲に軽自動車を提供したときは、前項に規定する料金を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第4条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙の組合員が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月江東区条例第20号)に準じ、甲が補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第6条 甲は、毎年1回以上、乙に対して組合員の保有車両数及び非常災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成8年12月17日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 江東区長 室 橋 昭

都江東区辰巳一丁目5番27号
乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部
代表者 支部長 大 熊 勝 得

油流出等の事故処理業務に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、江東区が管理する河川等における油の流出等の事故が発生した場合の対応を迅速かつ円滑に行うため、江東区が、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会の区内に法人を登録している会員に対し、事故処理業務に関する協力を求めるときの手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都江東区長(以下「甲」という。)は、事故が発生し、江東区のみでは十分な措置を実施することができない場合において、状況により東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会会員の協定締結者(以下「乙」という。)に対し、事故処理業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、事故の実態に応じて乙に対し、業務内容、場所等を指定して、資材運搬及び労力等(以下「資材運搬等」という。)の提供を求めるものとする。

(資材運搬等の提供)

第4条 乙は甲の要請があったときは、特別の理由がない限り資材運搬等を提供する。

(費用負担)

第5条 乙が資材運搬等に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は業務の終了後、資材運搬等に要した費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年3月7日

甲 東京都江東区長 室 橋 昭

乙 栄都建設株式会社 代表取締役 中 村 進

乙 栄倉建設工業株式会社 代表取締役 栄 倉 康 雄

災害時における応急対策活動支援に関する協定

東京都江東区(以下「甲」という。)と江東製本紙工業協同組合(以下「乙」という。)は、江東区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策活動のための小型特殊仕様型(ナンバープレート付)フォークリフト等作業資機材、操作員等(以下「作業用資機材等」という。)を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 甲は、乙に作業用資機材等の提供を要請するときは、日時、場所等の必要な事項を指示するものとする。

(協力内容)

第3条 乙の行う協力は、災害時における建築物その他の工作物の崩壊等に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業及び救援物資、調達物資等の運搬作業(以下「業務」という。)とする。

(業 務)

第4条 乙は、甲の出動要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所へ提供し、区職員の指示により、業務を行うものとする。

(業務完了報告)

第5条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費の請求及び支払)

第6条 乙は、甲の出動要請により要した業務実費を甲に請求し、甲は、請求内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、乙が甲の要請に基づく業務に従事したことによりその従事者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(提供可能な作業用資機材等の報告)

第8条 乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材等を年1回甲に報告するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年10月1日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 東京都江東区長 室 橋 昭

東京都江東区三好三丁目8番5号
乙 江東製本紙工業協同組合
代表者 理 事 長 中 屋 恵 吉

災害時における柔道整復師会の協力についての協定書

江東区を甲とし、公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力内容は、次の範囲のものとする。

- (1) 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲内で行うものをいう。以下同じ。)の実施
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じられること。

2 前項第1号の応急救護の実施は、甲の指定する医師の指示により行うものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対してこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に際し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(費用弁償)

第6条 次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲による応急救護の実施要請に基づき、柔道整復師の派遣に要した経費
- (2) 乙がこの協定に基づく協力として使用した衛生材料等の実費
- (3) その他甲乙協議の上必要と認める経費

2 乙は、第1項の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月江東区条例第20号)の規定の例により、甲が補償するものとする。

(災害医療救護体制協議会への参画)

第8条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、江東区災害医療救護体制協議会へ参画するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の事項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年7月22日

東京都江東区東陽四丁目11番28号

甲 東京都江東区

代表者 江東区長 山崎孝明

東京都江東区北砂五丁目8番12号

乙 公益社団法人 東京都柔道整復師会江東支部

代表者 支部長 佐藤克義

災害時における柔道整復師会の協力についての協定書細目

令和元年7月22日付をもって締結した「災害時における柔道整復師会の協力についての協定書」(以下「協定書」という。)第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

(協力の内容)

第1条 協定書第2条第1項に定める協力の内容には、甲が実施する医療救護活動実施場所までの出勤及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、医療救護活動要請書(様式1)により行うものとする。
ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(訓 練)

第3条 協定書第5条による防災訓練への協力内容については、甲乙協議により定めるものとする。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第6条に定める費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

- (1) 柔道整復師の派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書(様式2)に医療救護活動報告・医療救護員名簿(様式3)を添えて請求するものとする。
- (2) 柔道整復師が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式2に薬品・衛生材料使用報告書(様式4)を添えて請求するものとする。
- (3) 甲が実施する合同訓練に参加する柔道整復師に係る費用弁償等については、前(1)・(2)の定めを準用する。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定

東京都江東区(以下「甲」という。)と深川郵便局、城東郵便局、新東京郵便局及び東京小包郵便局(以下4局を総称して「乙」という。)とは、江東区内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、江東区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が甲の緊急輸送業務を支援し、又は代行すること。
- (2) 乙が所有する車輛等を緊急連絡用車両等として使用すること。
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時的に避難所、物資集積場所等として利用すること。
- (4) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を使用すること。
- (5) 被災区民の避難先及び被災状況の情報を収集すること。
- (6) 避難所等に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協力できること。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による要請に基づいて協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、実費補てんを原則として、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定による負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し負担すべき額を決定する。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、本協定の実効性を確保するため、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては深川郵便局総務課長とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成10年5月18日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

(補 則)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し、決定する。

本協定の締結の証とするため、この書面5通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年5月18日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
東京都江東区長 室 橋 昭

乙 東京都江東区東陽四丁目4番2号
深川郵便局長 渡 邊 哲 男

東京都江東区大島三丁目15番2号
城東郵便局長 美 谷 島 輝

東京都江東区新砂二丁目4番23号
新東京郵便局長 倉 本 勝 利

東京都江東区新砂二丁目4番23号
東京小包郵便局長 中 村 勝 晴

災害時の医療救護活動についての協定書

江東区を「甲」とし、公益社団法人江東区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、江東区地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、第4条に定める活動場所に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|-----|
| (1) 医師 | } | 若干名 |
| (2) 看護婦 | | |
| (3) その他補助事務 | | |

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が設置する緊急医療救護所及び避難所医療救護所（以下「医療救護所」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の搬送
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(災害拠点病院等における医療救護)

第9条 医療救護所において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する災害拠点病院又は災害拠点連携病院等（以下「災害拠点病院等」という。）に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第10条 医療救護所における医療費は無料とする。

2 災害拠点病院等における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣を伴うもの

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

エ 医療救護班の医師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る経費（医師による重大過失によるものは除く）

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

(3) 乙が甲の要請に基づき供給した医療品の実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。ただし、前項(1)ア及び(2)については、東京都と東京都医師会とで締結する「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に準ずるものとする。

(災害医療救護体制協議会の設置)

第13条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は必要と認める関係機関をもって構成する江東区災害医療救護体制協議会を設置するものとする。

(細 目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協 議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月10日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 江東区長 山崎孝明

東京都江東区東陽五丁目31番18号
乙 公益社団法人 江東区医師会
代表者 会長 福井光文

災害時の医療救護活動実施細目

令和元年7月10日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（医療救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した災害拠点病院等に医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第3条 前条により、医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

（1） 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式1-1）及び医療救護班診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。

（2） 医療救護班が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に薬品・衛生材料使用報告書（様式2）を添えて請求するものとする。

（3） 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式3）に事故傷病者概要（様式3-1）を添えて報告するものとする。

（4） 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。

（5） 災害拠点病院等を設置された医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に物件損傷等報告書（様式4）を添えて請求するものとする。

（6） その他医療救護活動によって必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則代136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、協定書第12条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

災害時における霊柩自動車輸送の優先提供に関する協定

東京都江東区(以下「甲」という。)と社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)は、災害時における霊柩自動車輸送の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、江東区内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める地震、風水害、その他の災害が発生し(以下「災害時」という。)、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に対して霊柩自動車等による応急救助に必要な輸送(以下「輸送」という。)協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の日時及び連絡を行った者の所属と氏名。
- (2) 要請の理由。
- (3) 要請する車両台数。
- (4) 履行の場所及び期日。

(輸送業務)

第3条 甲の要請により、輸送に従事する乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務に従事するものとする。

2 乙の協会員は、要請に基づき、甲の指定する参集場所へ参集するものとする。

(報 告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 協力の報告を行った者の所属と氏名。
- (2) 従事した車両台数及び従事者人数。
- (3) 従事場所及び日数及び走行距離。

(経費の負担)

第5条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第6条 乙は、甲の要請事項に係わる協会員の輸送協力実績を集計し、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(経費の決定)

第8条 甲が負担する経費は、災害発生の直前における、関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえで負担すべき額を決定する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては東京都支部長とする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第11条 甲は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、本協定の実効性を確保するため、必要に応じて情報の交換を行う。

2 乙は、事前に指定する乙の協会員名簿を甲に届け出ることとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成10年9月9日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

(補 則)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し、決定する。

本協定の締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年9月9日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
東京都江東区長 室 橋 昭

東京都新宿区四谷三丁目2番地トラック会館
乙 社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 岡 康 夫

災害時における特別法律相談に関する協定

江東区(以下「甲」という。)と江東法曹倶楽部(以下「乙」という。)は、江東区において、将来、大震災、その他これに準ずる災害(以下「災害時」という。)が発生した際、区民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談(以下「相談」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、江東区内で災害等が発生した際に、江東区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として実施する相談にかかる弁護士の相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(弁護士の派遣要請)

第2条 甲が乙に対して、災害等の発生に基づき、相談の実施を要請したときは、乙は速やかにこれを応諾し、弁護士の派遣計画を策定し、これを甲に提出すると共に、甲が指定する相談所に弁護士の派遣を要請するものとする。

(相談の実施方法)

第3条 相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して実施する。

(相談の内容)

第4条 相談の内容は、災害時に起因する土地・建物・マンション等の権利関係並びにそれに付随した相談、金銭貸借及び保険金請求等の法律問題全般につき助言を行う。

(相互協力)

第5条 甲と乙は、相談を円満に行うため、今後、派遣弁護士の名簿作成及び相談の広報等について協力して実施する。

(連絡調整)

第6条 甲と乙の相談に関する連絡調整は、甲は広報広聴課長が、乙は会長が行う。

(相談料)

第7条 相談の料金は無料とする。

(弁護士の謝礼)

第8条 相談業務に従事した弁護士に対する謝礼は、平常時における法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に起因する従事者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年7月江東区条例第20号)」の例に準ずるものとする。

(支援弁護士)

第10条 乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務への協力を要請することができる。

2 前項の協力要請に基づく、相談業務に従事した弁護士に対する謝礼の他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

3 また甲は、急施を要する場合は、前項の規程に準じ弁護士会等へ支援を要請できるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、平成15年2月6日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の一ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の扱い)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上相互に確認したので、本協定書を2通作成し双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年2月6日

甲 江東区東陽四丁目11番28号
江 東 区 長 室 橋 昭

乙 江東区大島一丁目2番1-2804号
江東法曹倶楽部会長 中 村 浩 紹

災害時等における放送要請に関する協定

江東区(以下「甲」という。))と、東京ベイネットワーク株式会社(以下「乙」という。))及びレインボータウンエフエム放送株式会社(以下「丙」という。))は、災害・防災情報等(以下「災害情報」という。))の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区の区域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ケーブルテレビ放送及びFMラジオ放送を利用して災害情報を区民等に広く周知することにより、避難等の混乱を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号において定める被害をいう。

(災害情報の提供)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙及び丙に対して速やかに災害情報を提供し、乙及び丙の番組編成権を侵害しない範囲で、放送を要請することができる。

(災害情報の放送)

第4条 乙及び丙は、前条に定める要請を受けたときは、通常放送番組に優先して災害情報を放送するものとする。また、放送にあたっては乙丙相互の連携を図り、効果的に区民に対し情報が伝わるよう努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 前条に規定する災害情報の放送に要する経費は、無料とする。ただし、災害が長期にわたる場合は、甲乙丙協議のうえ別に定めるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙丙三者間において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成16年8月2日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙丙いずれからも申し出のないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定の証として、本書三通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成16年8月2日

甲 江東区東陽四丁目11番28号
江 東 区 江 東 区 長 室 橋 昭

江東区塩浜二丁目2番10号
乙 東京ベイネットワーク株式会社
代表取締役 千 種 忠 昭

江東区東陽三丁目24番17号
丙 レインボータウンエフエム放送株式会社
代表取締役 小 嶋 映 治

災害時における応急物資供給に関する協定書

江東区(以下「甲」という。)と江東区商店街連合会(以下「乙」という。)の間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は江東区地域防災計画に基づき、甲の実施する災害応急活動としての物資の調達に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要 請)

第2条 甲は災害が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、この協定に定める協力を求める必要が生じたときは、乙に対し、必要な事項を明らかにして協力を要請するものとする。

(協 力)

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、協力するものとする。

(緊急事項)

第4条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲と乙とが連絡をとれない場合は、甲は直接乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(物資の供給)

第5条 乙は甲から要請のあった物資については、甲の具体的な指示により、供給するものとする。

(費用の負担)

第6条 応急物資の価格は、災害時等と甲が判断した直前の販売価格とし、甲は当該価格により算出した額を乙の請求により負担する。

(従事者の災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、応急物資を輸送中により乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月15日江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第8条 この協定を実施するために必要な事項及び協定以外の手続きについてはその都度、甲乙協議のうえ決定する。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を二通作成し、双方記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成16年10月16日

江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
江東区長 室 橋 昭

江東区東陽四丁目5番18号
乙 江東区商店街連合会
会 長 唐 川 和 夫

災害時におけるし尿収集に関する協定

江東区(以下「甲」という。)と株式会社善興社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行うし尿収集業務の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時にし尿収集の必要があるときは、乙に対し、し尿収集業務(運搬を含む。 以下同じ。)を要請することができる。

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲においてし尿収集を実施するものとする。

(収集場所)

第4条 し尿収集場所等は甲が指示するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動を、甲に対して報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第3条の規定による乙のし尿収集に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、当該災害時直前の価格とする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、甲の要請に基づくし尿収集に要した費用を、甲に対して請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、し尿の収集業務により乙の従事員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月15日江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として本協定書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成16年12月13日

江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
江 東 区 長 室 橋 昭

江東区亀戸四丁目12番1号
乙 株式会社善興社
代表取締役 川 北 孝

災害時における動物救護活動についての協定書

災害時における動物救護活動に際し、江東区(以下「甲」という。)と社団法人東京都獣医師会江東支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動に対する、乙の協力に関する事項を定める。

(対象動物)

第2条 この協定における動物とは、人によって飼育されている犬、猫、小鳥その他の小動物をいう。ただし、人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

(動物救護活動の要請)

第3条 この協定により、甲が必要と認める場合は、乙に対し動物救護活動の協力を要請することができる。

(乙の活動)

第4条 乙は、甲からの要請により、甲の指定する場所において、以下の活動を行う。

- (1) 動物医療救護所における傷病動物の応急措置
- (2) 乙の会員病院等への転送の要否決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 動物の飼育及び衛生に関する指導及び助言
- (5) 動物医療救護所の管理運営に関する指導及び助言

(施設の設置等)

第5条 甲は、動物医療救護所等の施設を設置し、乙と協力して管理運営する。

(活動の停止)

第6条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合又は災害が終息した場合に、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

(医療費)

第7条 動物医療救護所等の施設における医療費は、原則として飼い主の負担なしとする。

2 乙の会員病院等における医療費は、原則として飼い主が負担する。

(費用負担)

第8条 甲からの要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した場合に要する次の費用は、原則として甲が負担する。

- (1) 動物医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 動物医療救護班が携帯した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 動物医療救護班の獣医師等が動物救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

本協定の証として、協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成 17 年 12 月 27 日

江東区東陽四丁目 11 番 28 号
甲 江 東 区
江東区長 室 橋 昭

江東区住吉一丁目 14 番 8 号
乙 社団法人東京都獣医師会江東支部
支 部 長 栗 野 悟

江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 江東区と大田原市は、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 江東区と大田原市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリ又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換等)

第6条 江東区と大田原市は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料の交換を行うとともに、必要に応じ、災害が発生した場合に備えた協力応援対策の研究等を共同で行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成18年1月30日

東京都江東区長 室 橋 昭

栃木県大田原市長 千 保 一 夫

江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 江東区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 江東区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 江東区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成18年1月31日

東京都江東区長

室 橋 昭

埼玉県秩父市長

栗 原 稔

災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

江東区(以下「甲」という。))とイオン株式会社関東カンパニージャスコ東雲店及びジャスコ南砂店(以下「乙」という。))との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。))において、甲が行う応急食料品及び日用品(以下「応急物資」という。))の調達業務及び乙に所属する店舗の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要がある場合において、乙に対して、応急物資の供給(運搬を含む。以下同じ。))を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これにより難しい時は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

2 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難所、飲料水、トイレ等提供すること。

(応急物資の受領)

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認のうえ、受領するものとする。

(連絡責任者)

第5条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(報 告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 応急物資は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(2) 運搬に要した費用は、実費額(人件費を除く。)

(請求及び支払い)

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業の継続又は早期開店)

第9条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期開店するよう努めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(円滑な運用)

第 11 条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、さらに 1 年間同一条件をもって更新されたものとする。

(協 議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 18 年 8 月 1 日

甲 東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号
江 東 区
江東区長 室 橋 昭

乙 東京都江東区東雲一丁目 9 番 10 号
イオン株式会社 東雲店
店 長 片 倉 信 明

東京都江東区南砂六丁目 7 番 15 号
イオン株式会社 南砂店
店 長 強 力 正 彦

災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書

江東区(以下「甲」という。)と、一般社団法人江東区薬剤師会(以下「乙」という。)において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき、薬剤師班を編成し、第4条に定める活動場所に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める薬剤師班の構成人員は、1班3名を基本として編成するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 乙所属の薬剤師班は、甲が設置する緊急医療救護所及び避難所医療救護所(以下「医療救護所」という。)、医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他甲の要請により乙が応じられること。

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄及び輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとするが、甲が備蓄する医薬品に不足が生じたときは、甲は乙に対し医薬品の供給を要請することができる。

2 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。
(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成・派遣を伴うもの

ア 薬剤師班の編成・派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

エ 薬剤師班の薬剤師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る経費のうち、甲が必要と認めた経費(薬剤師による重大な過失によるものは除く)

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

(3) 乙が甲の要請に基づき供給した医薬品の実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。ただし、前項(1)ア及び(2)については、東京都と公益社団法人東京都薬剤師会とで締結する「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に準ずるものとする。

(災害医療救護体制協議会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、江東区災害医療救護体制協議会へ参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、別に定める。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

令和元年7月30日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
代表者 江東区長 山 崎 孝 明

江東区大島2丁目41番16号 文洋ビル702
乙 一般社団法人 江東区薬剤師会
代表者 会 長 外 山 和 宏

災害時における 救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の優先提供に関する協定

災害時に救助物資等を輸送するための船舶及び係留施設の優先提供に関し、江東区（以下「甲」という。）と東京湾遊漁船業協同組合（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、相当の救助活動を必要とする場合において、江東区地域防災計画に基づく救助物資等の輸送の一環として乙の積極的な協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 水上輸送基地とは、矢竹堀川埋立整備地の一部の土地を甲と乙が賃貸借契約を結び乙が管理する土地及びその土地にある建物をいう。
- （2） 係留施設とは、前号の東側にある大横川南支川に、東京都船舶の係留保管適正化計画に基づき乙の組合員に対する適正化が完了した後、江東区より乙が占用許可を受けた区域にある栈橋や係留杭等の船舶の係留に係る施設をいう。
- （3） 矢竹堀川埋立整備地とは、江東区が普通河川矢竹堀川を廃川し、埋立造成した土地（江東区木場六丁目14番・15番地先、別図のとおり）をいう。
- （4） 東京都船舶の係留保管適正化計画とは、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」（平成14年3月29日条例第98号）第6条に基づき策定され、平成14年12月に公表された計画をいう。

（提供要請）

第3条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用船舶の調達、係留施設の使用が必要となったときは、乙に対してその優先提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの前項の要請を受けたときは、甲の要請に応じ優先提供する。

（業務内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務内容は、次のとおりとする。

- 被災者及び救護者等の人員輸送業務
- 救助物資等の水上輸送業務
- 甲が必要とする船舶による応急対策業務
- 乙の所有する船舶の調達及び運航に関する業務

（施設の利用）

第5条 甲が、本協定に基づき乙の管理する水上輸送基地の土地を通行する場合、乙はこれを妨げない。

2 甲が本協定に基づき乙の管理する係留施設を利用する場合、甲は無償にて使用することができる。

（情報提供）

第6条 乙及び乙の組合員は、災害発生時に河川施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（表示板の掲示）

第7条 乙は、水上輸送基地であることを明示する甲の指定の表示板を設置しなければならない。

（輸送費用等及び請求）

第8条 第3条第2項の規定により乙が甲に提供した船舶による水上輸送費用等は、当該船舶の調達を必要とする災害の発生した直前の当該地域における通常の実費用を基準として、甲

乙協議して定める。

2 乙は、第3条第2項の規定により甲に船舶を提供したときは、前項に規定する費用を甲に請求できる。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙の組合員がこの協定に基づく水上輸送等の業務の従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に準じ、甲が補償するものとする。

(保有船舶数等の調査)

第11条 甲は、毎年1回以上、必要に応じ、乙に対して組合員の保有船舶数及び非常災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(細目協定)

第12条 この協定を実施するために必要がある場合、その細目について甲と乙は、協定を締結するものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲は江東区土木部水辺と緑の課長とし、乙は東京湾遊漁船業協同組合理事長とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 室 橋 昭

乙 東京都品川区東品川一丁目7番1号
東京湾遊漁船業協同組合
代表者 理事長 飯 島 正 宏

災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

江東区を「甲」とし、社団法人冠婚葬祭互助協会を「乙」とし、甲、乙の間において、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は可能な範囲において、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）帰宅困難者に対する避難施設の提供（結婚式場等）
- （3）甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （4）入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービスの提供
- （5）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、要請担当者、要請の理由及び内容、履行場所、履行の期日又は期間、その他要請に必要な事項を記載した葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、葬祭用品等供給協力報告書（第2号様式）を甲に送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が前条により業務の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災課長の職にある者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会東京ブロック長の職にある者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第10条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしはならない。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、平成20年9月24日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の3ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定書は、2通を作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年9月24日

東京都江東区東陽四丁目11番28号

甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号第2秋山ビル7階

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 柴 山 文 夫

災害時における応急物資の優先供給等に関する協定書

江東区(以下、「甲」という。)と株式会社ダイエー(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下、「災害時」という。)において、甲が行う応急食料品及び日用品(以下、「応急物資」という。)の調達業務、及び乙に所属する店舗の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要がある場合において、乙に対して、応急物資の供給(運搬を含む。 以下同じ)を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これにより難しい時は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

2 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難所、飲料水、トイレ等提供すること。

(応急物資の受領)

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認のうえ、受領するものとする

(連絡責任者)

第5条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 応急物資は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(2) 運搬に要した費用は、実費額

(請求及び支払い)

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業の継続又は早期開店)

第9条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期開店するよう努めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(円滑な運用)

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって更新されたものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年2月10日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江 東 区
江東区長 山 崎 孝 明

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社 ダイエー
代表取締役 西 見 徹

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、株式会社 I H I を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は可能な範囲において、通常業務に平行して協力するものとする。

- （1） 近隣住民に対する救助活動
- （2） 帰宅困難者に対する水・食料等を提供する施設の提供及び提供の補助
- （3） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の期間及び条件）

第3条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とし、乙の勤務時間に発災した時に限定する。

（要請）

第4条 甲は、第2条各号の規定による協力を要請するときは、要請の理由及び内容、その他要請に必要な事項を記載した要請書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条各号の協力を要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう努め、また、甲の指導、助言、協力のもと広域における応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、第2条各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第11条 甲の要請に基づき、第2条各号の協力に従事する者（乙の協力者を含む）に損害が生じた場合、その補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、平成21年3月17日から平成22年3月16日までとする。
ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月17日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社IHI
代表取締役社長 釜和明

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、鹿島東京開発株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力要請をすることができる。乙は可能な範囲において、通常業務に平行して協力するものとする。

- （1） 近隣住民に対する救助活動の補助
- （2） 帰宅困難者に対する水・食料等を提供する施設の提供及び提供の補助
- （3） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の期間及び条件）

第3条 甲が乙に要請する前条各号の協力の期間は、原則としてから発災から3日間とし、乙の勤務時間（土日祝日を除く9時～18時）に発災した時に限定する。

（要請）

第4条 甲は、第2条各号の規定による協力を要請するときは、要請の理由及び内容、その他要請に必要な事項を記載した協力要請書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第4条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条各号の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう努め、また、甲の指導、助言、協力のもと広域における応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、第2号各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第11条 甲の要請に基づき、第2条各号の協力に従事する者（乙の協力者を含む）に損害が生じた場合、その補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、平成21年3月17日から平成22年3月16日までとする。

2 前項の3ヶ月前までに、甲・乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月17日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都江東区東陽六丁目3番2号
鹿島東京開発株式会社
社長 三村隆康

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、株式会社竹中工務店東京本店を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定という」）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は可能な範囲において、通常業務に平行して協力するものとする。

- （1） 近隣住民に対する救助活動
- （2） 帰宅困難者に対する水・食料等を提供する施設の提供及び提供の補助
- （3） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の期間及び条件）

第3条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とし、乙の勤務時間に発災した時に限定する。

（要請）

第4条 甲は、第2条各号の規定による協力を要請するときは、要請の理由及び内容、その他要請に必要な事項を記載した要請書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条各号の協力を要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう努め、また、甲の指導、助言、協力のもと広域における応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、第2条各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第11条 甲の要請に基づき、第2条各号の協力に従事する者（乙の協力者を含む）に損害が生じた場合、その補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、平成21年3月17日から平成22年3月16日までとする。
ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何らの申し出がないときは、
本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月17日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都江東区新砂一丁目1番1号
株式会社竹中工務店東京本店
本店長 篠井大

災害時の応急対策活動に関する協定

江東区(以下、「甲」という。)と江東区防災協力連合会(以下、「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、昭和61年5月26日に江東建設業協会と締結していた「災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」を拡充させ、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務その他について、更なる災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路公共施設の損壊箇所に対する応急措置及び障害物の除去
- (2) 避難所をはじめとした区施設の危険度判定
- (3) 避難所をはじめとした区施設および施設内設備の点検及び修理に関すること
- (4) 避難所における仮設トイレの設営に関すること
- (5) その他、資機材の提供や人命救助活動等、江東区災害対策本部の要請に基づいた災害応急対策活動に関すること

(要請)

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、応急対策要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

(履行)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、活動隊を編成し、応急対策に優先的に協力するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を施設及び応急対策報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 活動隊の出動に要した費用
- (2) 資機材の提供に要した費用

3 資機材等に要した費用は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

4 運搬に要した費用は、実費額(人件費を除く)とする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急対策に要した費用を、応急対策費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 21 年 9 月 17 日

甲 江東区東陽四丁目 11 番 28 号
江 東 区
江東区長 山 崎 孝 明

乙 江東区東陽三丁目 26 番 24 号
江東区防災協力連合会
会 長 布 戸 哲 太

江東建設業協会
会 長 布 戸 哲 太

江東管交会
会 長 横 田 利 彦

東部電協適格協同組合
理 事 長 浦 田 修

社団法人東京都建築士事務所協会江東支部
支 部 長 川 島 啓 道

解体業協会江東災害協力会
会 長 三 輪 良 一

江東造園業災害防止連絡会
会 長 室 橋 智

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、東京都消防設備協同組合第15支部を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定という」）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。

- （1） 近隣住民に対する救助活動
- （2） 避難所をはじめとした区施設の消防設備の点検及び修理に関すること。
- （3） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条各号の協力を要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第2条各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、第2条各号の協力をに従事する者（乙の協力者を含む）に損害が生じた場合、その補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月15日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都江東区住吉二丁目8番2号
東京都消防設備協同組合第15支部
支部長 金子勝明

災害時協力協定

江東区（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会江東支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に大規模な地震、風水害、その他災害の発生した場合、または発生する恐れのある場合において、江東区地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動（以下「業務」という。）に関して、乙へ協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、災害時に乙の協力が必要と認める場合は、乙への要請を行うものとする。

- （1） 乙が所有する資機材を利用して行う車両等障害物の除去
- （2） その他甲の要請により乙が対応可能な業務

（要請）

第3条 甲は、乙に対し文書により業務への協力を要請するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭により要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の規定からによる甲からの要請に対し、可能な限り甲に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請により業務実施場所に出動した場合は、甲の現場担当者の指示に従い業務を実施するものとする。ただし、その指示を受けられない場合は、乙が自ら要請内容に基づき業務を実施するものとする。

（活動の報告）

第5条 乙は、業務の実施について、出動日時、出動場所、出動人員数、その他必要な事項を文書によって報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙が指定する支払先に支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 甲及び乙は、業務の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、業務実施時において知り得た災害に関する個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づき、業務従事者（乙の協力者を含む）に損害が生じた場合、その補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何の申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月15日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都江東区扇橋二丁目24番4号 扇ビル4F
東京都自動車整備振興会江東支部
支部長 中 嶋 秀 高

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

江東区を「甲」とし、一般社団法人東京都江東区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、江東区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、第4条に定める活動場所に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---|-----|
| (1) 歯科医師 | } | 若干名 |
| (2) 歯科衛生士 | | |
| (3) その他の補助事務 | | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が設置する緊急医療救護所及び避難所医療救護所(以下「医療救護所」という。)において、歯科医療救護活動を実施するものとする。但し、次条(2)においての活動場所は、甲が指定する施設へ派遣するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (3) その他甲の要請により乙が応じられること。

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を

使用するものとする。

2 医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

エ 歯科医療救護班の医師による歯科医療救護活動において発生した医事紛争に係る経費
(医師による重大な過失によるものは除く)

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療救護体制協議会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、江東区災害医療救護体制協議会へ参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、降も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月6日

東京都江東区東陽四丁目11番28号

甲 東京都江東区

代表者 江東区長 山崎孝明

東京都江東区海辺13番1号

乙 一般社団法人 東京都江東区歯科医師会

代表者 会長 室伏聡

Ⅱ
協
定
等

災害時の歯科医療救護活動実施細目

令和元年8月6日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、江東区地域防災計画に基づき、東京都が指定した災害拠点病院又は災害拠点連携病院等（以下「災害拠点病院等」という。）に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- （1） 歯科医療救護活動班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班の「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- （2） 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前（1）による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- （3） 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- （4） 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療に係る費用弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。
- （5） 災害拠点病院等及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

- (6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

江東区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都江東区歯科医師会（以下「乙」という。）との間において令和元年8月6日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」及び「災害時の歯科医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（歯科医療救護従事者の実費弁償）

第1 歯科医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、東京都及び公益社団法人東京都歯科医師会の間における「歯科医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に準ずるものとする。

（医薬品等の実費弁償）

第2 歯科医療救護班又は合同訓練参加者が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

2 緊急医療救護所及び避難所医療救護所において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、実費とする。

（扶助費）

第3 歯科医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第4 歯科医療救護班が転送した患者の診療については、この患者を診療した緊急医療救護所と患者との間に、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し甲乙協議の上、誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第5 緊急医療救護所において、災害時の歯科医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は前項の通知をうけたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払を督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印の上各一通を保有する。

令和元年8月6日

東京都江東区東陽四丁目11番28号

甲 東京都江東区

代表者 江東区長 山崎孝明

東京都江東区海辺13番1号

乙 一般社団法人 東京都江東区歯科医師会

代表者 会長 室伏 聡

江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 江東区と沼津市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 江東区と沼津市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 江東区と沼津市は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成23年12月26日

東京都江東区長

山 崎 孝 明

静岡県沼津市長

栗 原 裕 康

災害時における各種環境衛生サービスの提供に関する協定

江東区（以下、「甲」という。）と江東区環境衛生協会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における理容、美容、クリーニング及び公衆浴場への入浴等各種環境衛生サービス業務の提供に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、区民の安定した生活確保を図ることを目的とする。

（提供の内容）

第2条 提供の内容は、次のとおりとする。

- （1）理容サービス業務及び理容サービス業務に必要な資機材及び消耗品の提供
- （2）美容サービス業務及び美容サービス業務に必要な資機材及び消耗品の提供
- （3）クリーニングサービス業務
- （4）公衆浴場への入浴サービス業務
- （5）その他環境衛生に関するサービス業務

（要請）

第3条 甲は、甲が開設した避難所において、環境衛生サービス業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対しサービス業務の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに環境衛生サービス業務内容に即した班を編成し、避難所への派遣等、業務の提供を実施するものとする。

（費用）

第4条 理容、美容、クリーニング、入浴等のサービスは無料で提供する。

（費用負担）

第5条 乙が提供した資機材及び消耗品については、甲が費用負担する。この場合の価格は、災害発生前の価格とする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、各種環境衛生サービス業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（様式）

第7条 甲が乙に対して要請を行う場合、乙が甲に対して業務の活動報告を行う場合及び活動に要した費用を請求する場合においては、別途定める様式を用いて行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

2 この協定の締結に伴い、平成21年6月9日付で江東区が東京都理容生活衛生同業組合江東支部との間において締結した「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」は、効力を失う。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年2月8日

甲 江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 江東区大島四丁目13番8号
江東区環境衛生協会
会長 森本善三

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、日本ヒューレット・パッカード株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は可能な範囲において、通常業務に平行して協力するものとする。

- (1) 近隣住民等に対する避難誘導
- (2) 帰宅困難者に対する水・食料等を提供する施設の提供及び提供の補助
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の期間及び条件）

第3条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とし、乙の勤務時間（平日午前9：00～午後5：30）に発災した時に限定する。

（要請）

第4条 甲は、第2条各号の規定による協力を要請するときは、要請の理由及び内容、その他要請に必要な事項を記載した要請書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条各号の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう努め、また、甲の指導、助言、協力のもと広域における応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、第2条各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第11条 甲の要請に基づき、第2条各号の協力に従事する者（乙の協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（住民等への対応）

第12条 甲は、本協定に基づき行われる乙の協力に関し、住民から苦情や訴訟等の申し立てその他トラブルが生じた場合、全面的に対応するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議をして定めるものとする。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
区 長 山 崎 孝 明

乙 東京都江東区大島二丁目2番1号
日本ビューレット・パッカード株式会社
代表取締役
社長執行役員 小 出 伸 一

災害時における食料品等の優先供給に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と大塚食品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内で災害が発生し、又は水道水汚染等危機的事象により飲料水等の確保が困難な場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び飲料水等（以下、「食料品等」という。）の調達業務に関し、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な食料品等の確保に努めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に食料品等を調達する必要があるときは、乙に対して食料品等の供給（運搬含む。）を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として食料品等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに食料品等の優先供給に協力するものとする。

（食料品等の受領）

第4条 食料品等の供給場所等については甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量を確認の上、受領するものとする。

（連絡責任者）

第5条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、食料品等供給活動報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条の規定による乙の食料品等供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 食料品等の費用及び供給品目については、別添資料に定めるとおりとする。

(2) 運搬に要した費用については、乙が負担する。

（請求及び支払い）

第8条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、食料品等供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、食料品等供給業務に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3カ月前までに甲又は乙のいずれからでも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 千代田区神田司町二丁目11番1号4F
大塚食品株式会社 東京支店
東京支店長 樋口義隆

災害時における生活必需品の優先供給に関する協定

江東区（以下、「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う生活必需品（日用品及び応急食料品等）の調達業務に関し必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に生活必需品を調達する必要がある場合において、乙に対し、生活必需品の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、「生活必需品発注書」により行うものとする。ただし、これにより難しい時は、口頭で要請し、事後速やかに「生活必需品発注書」をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、生活必需品の供給に積極的に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 生活必需品の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受領するものとする

2 前項指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（連絡責任者）

第5条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を「生活必需品供給報告書」により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条の規定による乙の生活必需品供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 生活必需品は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く。）とする。

（請求及び支払い）

第8条 乙は、甲の要請に基づく生活必需品供給に要した費用を乙指定の請求書により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、生活必需品供給業務に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（円滑な運用）

第10条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって更新されたものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月21日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 群馬県高崎市高関町380番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋裕雅

災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定

災害時に発生した遺体等を搬送するための車両の優先提供に関し、江東区(以下「甲」という。)と新大橋運輸株式会社(以下「乙」という。)とは次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、これに起因した遺体等を、江東区が遺体収容所等へ搬送を必要とする場合において、江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環として運送事業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって円滑な搬送用車両の調達を図ることを目的とする。

(調達の目安)

第2条 この協定により調達する遺体搬送用車両台数の目標数及び車種は、江東区地域防災計画に定める震災想定にある想定死者数を、数日間で搬送するために必要な台数とする。

(車両の確保)

第3条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から連絡体制の確立を図るとともに、相当の調達目安車両を常時確保できるよう努めるものとする。

(提供要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用車両の調達が必要となったときは、乙に対して輸送用車両の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した車両をできる限り優先提供するものとする。

3 甲は、本協定と同様の協定を締結している他の相手方がある場合、遺体等の搬送を分担する場合があり、他の相手方による車両提供により車両台数が充足する場合、乙に提供を要請しない場合がある。

(職員等の同乗)

第5条 甲は、乙の搬送用車両に職員等を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲の職員の同乗を要請することができる。

(積み込み取卸し等の協力)

第6条 甲は、乙の搬送車両の運転手に、遺体等の積み込み取卸し等の作業協力を要請できるものとする。

2 乙の搬送用車両の運転手は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請にできる限り協力するものとする。

(運送料金及び請求)

第7条 第4条第2項の規定により乙が甲に提供した車両の運送料金は、当該車両の調達を必要とする災害が発生した直前の、乙の通常価格料金を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、第4条第2項の規定により甲に車両を提供したときは、前項の規定の料金に提供日数又は時間を乗じて得た金額を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の従事者が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第10条 甲は、毎年1回以上、乙に対して保有車両数及び災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては土木部交通対策課長、乙においては代表取締役とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第13条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第14条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 江東区

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区長 山崎 孝明

乙 新大橋運輸株式会社

東京都江東区辰巳三丁目14番21号

代表取締役 大木 健司

災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定

災害時に発生した遺体等を搬送するための車両の優先提供に関し、江東区(以下「甲」という。)
と株式会社ゴミクル(以下「乙」という。)とは次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、これに起因した遺体等を、江東区が遺体
収容所等へ搬送を必要とする場合において、江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環とし
て運送事業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって円滑な搬送用車両の調達
を図ることを目的とする。

(調達の目安)

第2条 この協定により調達する遺体搬送用車両台数の目標数及び車種は、江東区地域防災計画
に定める震災想定にある想定死者数を、数日間で搬送するために必要な台数とする。

(車両の確保)

第3条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から連絡体制の確立を図るとともに、
相当の調達目安車両を常時確保できるよう努めるものとする。

(提供要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用車両の調達が必要となったときは、乙に
対して輸送用車両の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した車両をできる限り優先提供するも
のとする。

3 甲は、本協定と同様の協定を締結している他の相手方がある場合、遺体等の搬送を分担す
る場合があり、他の相手方による車両提供により車両台数が充足する場合、乙に提供を要請
しない場合がある。

(職員等の同乗)

第5条 甲は、乙の搬送用車両に職員等を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲の職員の同乗を要請するこ
とができる。

(積込み取卸し等の協力)

第6条 甲は、乙の搬送車両の運転手に、遺体等の積込み取卸し等の作業協力を要請できるも
のとする。

2 乙の搬送用車両の運転手は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請にできる限り協
力するものとする。

(運送料金及び請求)

第7条 第4条第2項の規定により乙が甲に提供した車両の運送料金は、当該車両の調達を必要
とする災害が発生した直前の、乙の通常価格料金を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、第4条第2項の規定により甲に車両を提供したときは、前項の規定の料金に提供日
数又は時間を乗じて得た金額を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代
金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の従事者が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭
和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第10条 甲は、毎年1回以上、乙に対して保有車両数及び災害時の連絡体制について調査する
ことができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては土木部交通対策課長、乙においては代表取締役とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第13条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第14条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 江東区

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区長 山崎 孝明

乙 株式会社 ゴミクル

東京都江東区扇橋一丁目13番8号2階

代表取締役 西村 圭治

災害時における遺体等の搬送用車両の優先提供に関する協定

災害時に発生した遺体等を搬送するための車両の優先提供に関し、江東区(以下「甲」という。)
と株式会社キタザワ(以下「乙」という。)とは次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に一定規模の災害が発生し、これに起因した遺体等を、江東区が遺体
収容所等へ搬送を必要とする場合において、江東区地域防災計画に基づく車両確保の一環とし
て運送事業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定め、もって円滑な搬送用車両の調達
を図ることを目的とする。

(調達の目安)

第2条 この協定により調達する遺体搬送用車両台数の目標数及び車種は、江東区地域防災計画
に定める震災想定にある想定死者数を、数日間で搬送するために必要な台数とする。

(車両の確保)

第3条 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平時から連絡体制の確立を図るとともに、
相当の調達目安車両を常時確保できるよう努めるものとする。

(提供要請等)

第4条 甲は、災害が発生し、この協定に基づく輸送用車両の調達が必要となったときは、乙に
対して輸送用車両の優先提供を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請した車両をできる限り優先提供するも
のとする。

3 甲は、本協定と同様の協定を締結している他の相手方がある場合、遺体等の搬送を分担す
る場合があり、他の相手方による車両提供により車両台数が充足する場合、乙に提供を要請
しない場合がある。

(職員等の同乗)

第5条 甲は、乙の搬送用車両に職員等を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲の職員の同乗を要請するこ
とができる。

(積込み取卸し等の協力)

第6条 甲は、乙の搬送車両の運転手に、遺体等の積込み取卸し等の作業協力を要請できるも
のとする。

2 乙の搬送用車両の運転手は、甲から前項の要請を受けたときは、甲の要請にできる限り協
力するものとする。

(運送料金及び請求)

第7条 第4条第2項の規定により乙が甲に提供した車両の運送料金は、当該車両の調達を必要
とする災害が発生した直前の、乙の通常価格料金を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、第4条第2項の規定により甲に車両を提供したときは、前項の規定の料金に提供日
数又は時間を乗じて得た金額を甲にその代金として請求するものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、できる限り速やかにその代
金を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の従事者が輸送業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭
和41年7月江東区条例第20号)に基づき、これを補償するものとする。

(保有車両数等の調査)

第10条 甲は、毎年1回以上、乙に対して保有車両数及び災害時の連絡体制について調査する
ことができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては土木部交通対策課長、乙においては代表取締役とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

(協議)

第13条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第14条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 江東区

東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区長 山崎 孝明

乙 株式会社 キタザワ

東京都江戸川区北葛西二丁目5番28号

代表取締役 北澤 敏也

災害時における応急対策活動支援に関する協定

江東区（以下、「甲」という。）と一般社団法人東京都溶接協会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、江東区地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 現場溶接・溶断装置積載作業車その他各種資機材（以下「溶接作業車等」という。）の提供

(2) 溶接作業車等を用いた道路、建築物その他工作物の崩壊現場における障害物除去作業

（要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、応急対策活動要請書（第1号様式）により行うものとする、ただし、これにより難しい場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（履行）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能範囲において、災害応急対策活動に優先的に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急対策活動報告書（様式第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第2条の規定による乙の協力活動に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく協力活動に要した費用を、応急対策活動費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき実施する協力活動に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（溶接作業車等の報告）

第9条 乙は、災害時に提供が可能な溶接作業車等について、年1回甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年5月7日

甲 江東区東陽四丁目1番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 江東区大島三丁目1番11号
一般社団法人 東京都溶接協会
会 長 横田文雄

災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

江東区を甲とし、東京コカ・コーラボトリング株式会社を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急飲料品等（以下、「応急物資」という。）の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、江東区内の指定する場所等への応急物資の供給を、乙に対し要請することができるものとする。ただし、指定する場所が極めて複数の場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の要請は、応急物資の供給場所を明示した文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。ただし、交通網の寸断等の影響により応急物資の搬送自体が不可能な場合はその限りではない。

（応急物資の供給場所等）

第4条 乙による搬送が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項に基づき合意した場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき応急物資を供給したときは、その納品内容を甲に納品書により報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、次のとおりとする。

(1) 応急物資の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(2) 別途甲乙間で定める場合を除き、運搬に要する費用は原則として、応急物資の販売価格により賄われるものとし、乙の負担とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給の実績を集計し、その経費について甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続）

第10条 甲は、災害時において応急物資を安定的に区民へ提供することにより、区民生活の安定を確保するため、乙に対して営業の継続を要請することができるものとする。

2 前項の要請に対して、乙は応急物資の安定的供給のため、営業の継続に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年6月15日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に質疑が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年6月15日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都港区芝浦二丁目15番6号
東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 ホセ・ルイス・カヨン

災害時における応急物資の供給等に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務及び乙に所属する店舗の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要がある場合において、乙に対して、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の受け渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。なお、応急物資の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払い）

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第9条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

（損害補償）

第10条 本協定及び甲の要請に基づき応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（円滑な運用）

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって更新されたものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年9月6日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山 崎 孝 明

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀 井 淳

災 害 時 協 力 協 定

江東区を「甲」とし、株式会社久米設計を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内で地震、風水害その他災害の発生した場合、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は可能な範囲において、通常業務に平行して協力するものとする。

- (1) 近隣住民に対する救助活動
- (2) 帰宅困難者に対する水・食料等を提供する施設の提供及び提供の補助
- (3) 近隣建物に対する安全確認、調査作業の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（帰宅困難者に提供する場所等）

第3条 前条第2号の帰宅困難者に提供する場所等は、以下のとおりとする。

提供場所	1階アトリウム及び1階1A会議室
収容人数	150人
入口	正面玄関又は通用口

（協力の期間及び条件）

第4条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とし、乙の勤務時間（月曜日から木曜日は、9：30～18：00。金曜日は、9：30～17：30）に発災した時に限定する。

（要請）

第5条 甲は、第2条各号の規定による協力を要請するときは、要請の理由及び内容、その他要請に必要な事項を記載した要請書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の要請により第2条各号の協力をしたときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、協力報告書を甲に送付するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第2条各号の協力を要した費用は、甲が負担するものとする。また、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう努め、また、甲の指導、助言、協力のもと広域における応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 甲、乙は、第2条各号の協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、第2条各号の協力を行う場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第 12 条 甲の要請に基づき、第 2 条各号の協力に従事する者（乙の協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年江東区条例第 20 号）によるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 13 条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 15 条 本協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定はさらに 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 20 日

東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区潮見二丁目 1 番 22 号
乙 株 式 会 社 久 米 設 計
代表取締役社長 山 田 幸 夫

災害時における応急物資の優先供給に関する協定

江東区を甲とし、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急飲料品等（以下、「応急物資」という。）の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、江東区内の指定する場所等への応急物資の供給を、乙に対し要請することができるものとする。ただし、指定する場所が極めて複数の場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の要請は、応急物資の供給場所を明示した文書により行うものとする。ただし、これにより難しいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。ただし、交通網の寸断等の影響により応急物資の搬送自体が不可能な場合はその限りではない。

（応急物資の供給場所等）

第4条 乙による搬送が可能な場合は、乙は甲の指定する場所への搬送に協力するものとする。

2 甲は、前項に基づき合意した場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき応急物資を供給したときは、その納品内容を甲に納品書により報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙の連絡責任者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、次のとおりとする。

(1) 応急物資の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

(2) 別途甲乙間で定める場合を除き、運搬に要する費用は、原則として応急物資の販売価格により賄われるものとし、乙の負担とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給の実績を集計し、その経費について甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続）

第10条 甲は、災害時において応急物資を安定的に区民へ提供することにより、区民生活の安定を確保するため、乙に対して営業の継続を要請することができるものとする。

2 前項の要請に対して、乙は応急物資の安定的供給のため、営業の継続に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年1月31日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に質疑が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年1月31日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 堀雅寿

地震による被災建築物「応急危険度判定」活動に関する協定

江東区（以下、「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部（以下、「乙」という。）との間において、地震による被災建築物の応急危険度判定活動（以下、「判定活動」という。）の協力を次の内容で締結したので、本日協定書（以下「本協定」という。）として締結した。

（目的）

第1条 本協定は、地震により江東区内で被災した建築物について、甲の要請により 乙が実施する判定活動に対し、乙の協力活動に関して必要な事項を甲と乙が協議のうえ、定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、地震時に判定活動について、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請することができる。乙は所属建築士の被災状況・勤務先業務等の調整を図り、可能な規模・範囲において甲に協力するものとする。

- (1) 甲の要請に基づき、乙が判定活動を行う場合は、東京都防災ボランティア登録証（以下、「登録証」という。）を携帯した乙所属会員及び乙所属建築士が判定活動を実施する。また、区民から身分を尋ねられた時は、登録証を提示し、あわせて甲からの要請である旨を口頭で伝えるものとする。
- (2) 甲と乙は、平常時において活動計画について協議を重ね、判定活動の情報共有・判定活動マニュアルの作成等を通じて、区内の被災状況に応じた即応体制づくりに努めるものとする。乙所属会員は、可能な範囲で判定活動に従事するものとする。
- (3) 甲の要請に基づく乙の活動範囲は、二次災害の防止を第一として、建物倒壊等事故の恐れがある場所、危険な部位には立ち入らないものとする。
- (4) 乙に所属する応急危険度判定員（以下、「判定員」という。）には、判定活動の行動規定を周知させ、協力可能な人員の名簿の提供を随時行うものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し判定活動の協力を要請する場合、応急危険度判定活動協力要請書（第1号様式）の送付により行うものとする。ただし、甲が乙にこれにより難しい場合は口頭で要請し、事後甲は速やかに文書をもって処理するものとする。

（協力の期間）

第4条 甲が乙に要請する判定活動の協力期間は、地震発生後概ね3日目より10日間以内とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請による判定活動を終了したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに調査報告書（第2号様式）を甲に送付するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定はさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第7条 乙及び判定員は、判定活動で知り得た災害に係わる個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項について協議の必要が生じたときは、甲と乙は協議のうえ、速やかに解決し、活動に支障が無いよう決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月8日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区亀戸一丁目11番4-403号
乙 一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部
支 部 長 岩 崎 孝 一

災害時協力協定

江東区を「甲」とし、佐川急便株式会社東日本支社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 避難所となる区立小中学校近隣での応急救援活動
- (2) 物流に関する専門知識・経験を有する社員の派遣
- (3) 救援物資等の一時保管場所の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項に定める乙の協力内容等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協力の期間）

第4条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、第3条第1項各号の規定による協力を要請する場合は、実施内容、実施場所、実施期日又は期間、協力要請理由、その他要請に必要な事項を記載した協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により第3条第1項各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した報告書（第2号様式）により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条第1項各号の規定による協力を要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 甲及び乙は、第3条第1項各号の規定による協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、第3条第1項各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づき、第3条第1項各号の規定による協力に従事する乙の社員に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月24日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区新砂二丁目2番8号
乙 佐川急便株式会社東日本支社
取締役 東日本支社長 柴 田 和 章

災害時の電源供給に関する協定

江東区を「甲」とし、株式会社辰巳菱機を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時の電源供給に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、東京電力からの電源供給が停止した場合の電源供給等に関する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 甲が指定する施設への大型発電機持ち込みによる電源供給
- (2) 近隣の避難所等での電気設備の点検及び初期復旧作業、電気の使用に関する安全管理
- (3) 避難所周辺での救援活動、避難所管理運営に対する協力
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力開始期日）

第4条 乙は、前条第1号の規定による甲の協力要請があった場合は、当該災害発生後24時間以内に電源供給を開始するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議の上、協力開始期日を決定するものとする。

（協力の期間）

第5条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として当該災害発生後7日以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（協力の要請）

第6条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、実施内容、実施場所、実施期日又は期間、協力要請理由、その他要請に必要な事項を記載した協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した報告書（第2号様式）により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条各号の規定による協力に要した費用のうち燃料費については、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害に係わる個人情報を、甲

以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の社員に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月22日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区東砂六丁目12番5号
乙 株式会社辰巳菱機
代表取締役 近 藤 豊 嗣

災害時における資機材等の優先提供に関する協定

江東区を「甲」とし、株式会社アクティオを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時における資機材等の優先提供に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策活動に対しての乙の協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力）

第3条 甲は、江東区地域防災計画に基づき、災害応急対策活動を実施する必要がある場合は、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への資機材等の優先提供について、乙に対し協力要請できるものとする。ただし、指定場所への搬送が困難な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第4条 前条の規定による要請は、資機材等の品目、数量、借用期間、指定場所等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り資機材等の優先提供に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により資機材等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（資機材等の受領）

第6条 甲は、第3条の規定による指定場所において、品目、数量等を確認の上、資機材等を受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により資機材等を提供した場合は、品目、数量、貸出期間等を文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第3条の規定による協力に従事する乙の社員に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（資機材等の報告）

第11条 乙は、災害時に提供可能な資機材等について、年1回甲に報告するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第12条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（関係機関への協力）

第13条 乙は、甲から要請を受けた関係機関から、第3条に規定する協力の要請があった場合は、本協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼光雄

災害時における応急物資の優先供給に関する協定

江東区を「甲」とし、株式会社ナックを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり「災害時における応急物資の優先供給に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等（以下「応急物資」という。）の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への応急物資の優先供給について、協力を要請することができる。ただし、指定場所が極めて複数の場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の規定により協力を要請する場合は、品目、数量、指定場所等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により応急物資の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（応急物資の搬送及び受領）

第6条 乙による応急物資の搬送が可能な場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により応急物資を供給した場合は、その品目、数量等を納品書により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、第3条の規定により乙が応急物資の供給を行った場合、その費用（人件費を除く。）を次のとおり負担するものとする。

- (1) 応急物資の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。
- (2) 原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、前条の規定により応急物資の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、災害時において応急物資を安定的に区民へ供給することにより、区民生活の安定を確保するため、乙に対して営業の継続又は早期再開を要請することができるものとする。また、乙は応急物資の安定的供給のため、営業の継続又は早期再開に努めるものとする。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

(連絡担当者等の指定)

第11条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年12月12日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
江東区長 山崎孝明

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
乙 株式会社ナック
代表取締役社長 寺岡豊彦

災害時における飲料水の優先供給等に関する協定

江東区を「甲」とし、サントリービバレッジサービス株式会社首都圏営業本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり「災害時における飲料水の優先供給等に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等の調達業務等に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ飲料水等を優先的に供給すること。ただし、指定場所が極めて複数の場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- (2) 乙の社員は、飲料水等の配送中に発災した場合は、甲の指示がなくとも、可能な範囲において、避難所となる最寄りの区立小中学校等へ手持ちの飲料水等を持ち込むこと。
- (3) 乙の社員は、前号の規定による協力を行った場合は、可能な範囲において、避難所近隣の応急救援活動等に協力すること。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、飲料水等の品目及び数量、指定場所、協力内容等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第6条 乙は、第3条第1号に規定する飲料水等の供給が可能な場合、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条第1号及び第2号に規定する飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を納品書により報告するものとする。また、同条第3号に規定する避難所近隣の応急救援活動等に従事した場合は、協力内容、履行場所等を文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙が第3条第1号及び第2号に規定する飲料水等の供給を行った場合、その費用（人件費を除く。）を次のとおり負担するものとする。

- (1) 飲料水等の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。
- (2) 原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条に規定する飲料水等の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、災害時において飲料水等を安定的に区民へ供給することにより、区民生活の安定を確保するため、乙に対して営業の継続又は早期再開を要請することができるものとする。
また、乙は飲料水等の安定的供給のため、営業の継続又は早期再開に努めるものとする。

(損害補償)

第11条 第3条各号に規定する飲料水等の供給業務、避難所近隣での応急救援活動等に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(連絡担当者等の指定)

第12条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年1月17日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎孝明

乙 東京都新宿区荒木町13番4号
サントリービバレッジサービス株式会社
取締役首都圏営業本部長 杉本哲哉

災害時におけるボランティア活動等に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 江東区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害応急・復旧活動の支援のための災害ボランティア活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 乙は災害時の円滑・効果的な災害ボランティア活動の推進のため、次の各号のいずれかに該当するときは、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（1）甲がセンターの設置を必要と認め、乙に設置を要請したとき。

（2）前号に掲げるもののほか、乙がセンターの設置を必要と認めるとき。

2 乙は、前号の規定によりセンターを設置したときには、文書により甲に報告する。ただし、緊急時においては、口頭により報告した上、後日文書をもって処理することができる。

（設置場所）

第3条 センターの設置場所は、高齢者総合福祉センター内とする。

2 災害等により、高齢者総合福祉センターにセンターの設置が困難な場合は、甲はこれに代わるセンターの設置場所を確保するものとする。

（要請）

第4条 第2条第1項1号の規定による甲が乙に対するセンターの設置要請は、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により依頼したうえ、事後において文書による依頼をすることができる。

（連携および協力）

第5条 甲と乙とは、連携・協力し、センターの設置・運営につき必要な業務を実施するものとする。

(センターの活動)

第6条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（江東区地域防災計画に定める一般ボランティアをいう）の受け入れ、派遣に関すること
- (2) 避難所の運営・維持に関する業務に対する災害ボランティアの支援に関すること
- (3) 被災者の生活に関する支援・協力
- (4) その他、災害の状況に応じて必要とする業務に関すること

(関係団体等との協力体制)

第7条 乙は甲とともに、平常時から相互に協議、連携し、訓練等を通じボランティア団体、地域住民、警察・消防等の防災関係機関、災害協力隊等の関係団体との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(資機材の確保)

第8条 甲と乙とは、災害時における災害ボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 この協定に基づく業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第10条 災害応急および復興活動等に関し、災害ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険（災害時）によるものとする。

2 前項のボランティア保険（災害時）の加入金については、甲が負担するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成26年3月6日から平成27年3月5日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙に何らかの意志表示がないときは、1年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月6日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 東京都江東区
江東区長 山崎 孝明

東京都江東区東陽六丁目2番17号
乙 社会福祉法人江東区社会福祉協議会
会長 山崎 孝明

災害時における助産師会の支援活動に関する協定書

江東区を「甲」とし、公益社団法人東京都助産師会江東地区分会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、江東区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産じょく婦をはじめとする女性及び乳幼児等（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助産師の派遣要請）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を行う必要が生じた場合は、乙に助産師の派遣を要請するものとする。なお、派遣の要請は必要事項を明記した文書により行うものとするが、緊急時等これにより難しい場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、原則として助産師複数名をもって妊産婦等支援班を編成し、甲が指定する施設へ派遣するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- （1） 甲が指定する施設を巡回し、妊産婦等に対する保健指導及び心身のケアを実施し、相談に応じること。
- （2） 妊産婦等又は傷病者に対し、必要に応じて衛生材料等を提供すること。
- （3） 助産所又は東京都が指定する災害拠点病院又は災害拠点連携病院等（以下「災害拠点病院等」という。）への転送の要否及び転送順位を決定すること。
- （4） 医療救護所等における妊産婦等に対する応急救護活動
- （5） 災害拠点病院等への転送が困難な妊産婦等に対する分娩介助、分娩前後の処置及びその他措置を行うこと。
- （6） その他甲の要請により乙が応じられること。

2 妊産婦等支援班は、前項各号に規定する協力を実施する際は、必要に応じて江東区医師会、江東区薬剤師会その他の団体等と協力して行うものとする。

（妊産婦等支援班の輸送）

第4条 甲は、必要に応じて、妊産婦等支援班の輸送を行う。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が実施する防災訓練に際し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

（経費の負担等）

第6条 次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- （1） 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要した経費
- （2） 第3条第1項各号に規定する協力の実施に際し使用した衛生材料等の実費
- （3） 妊産婦等支援活動において発生した紛争に係る経費（助産師による重大過失によるものは除く）
- （4） その他甲乙協議の上必要と認める経費

2 乙は、第1項の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、第3条第1項各号の規定による協力に従事する乙の会員に損害が生

じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（紛争処理）

第8条 妊産婦等支援活動の実施により、助産師と妊産婦等との間に紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上、誠意をもって解決のため適切な措置を取る。

（連絡担当者等の指定）

第9条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（災害医療救護体制協議会への参画）

第10条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、江東区災害医療救護体制協議会へ参画するものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月4日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区大島二丁目17番3号
乙 公益社団法人 東京都助産師会江東地区分会
会 長 松 本 富美子

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、芝浦工業大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
芝浦工業大学豊洲キャンパス	1,630.55 m ²	980 人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前にお

ける災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員(乙への協力者を含む。)に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月19日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区 山 崎 孝 明
区 長

東京都江東区豊洲三丁目7番5号
乙 学校法人 芝浦工業大学
理事長 五十嵐 久也

災 害 時 協 力 協 定

江東区を「甲」とし、江東リサイクル協同組合を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- （1）避難所となる区立小中学校近隣での応急救援活動
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）し尿の下水道施設（指定マンホール等）への投入及び清掃工場への搬入
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の期間）

第4条 甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、第3条第1項各号の規定による協力を要請する場合は、実施内容、実施場所、実施期日又は期間、協力要請理由、その他要請に必要な事項を記載した協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により第3条第1項各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した報告書（第2号様式）により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条第1項各号の規定による協力に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基

準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 甲及び乙は、第3条第1項各号の規定による協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、第3条第1項各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第12条 甲の要請に基づき、第3条第1項各号の規定による協力に従事する乙の社員に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。

（連絡担当者等の指定）

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月11日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区東陽五丁目21番4号
乙 江東リサイクル協同組合
理事長 大 木 健 司

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社墨東支店（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
区 長 山 崎 孝 明

乙 東京都江戸川区平井七丁目5番32号
アルフレッサ株式会社 墨東支店
支店長 森 山 直 樹

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と岩渕薬品株式会社葛飾営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都葛飾区立石五丁目19番19号
乙 岩渕薬品株式会社 葛飾営業所
所 長 菅 澤 和 弘

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン東京中央営業部城東支店（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
区 長 山 崎 孝 明

乙 東京都江東区北砂一丁目7番11号
株式会社スズケン 城東支店
支店長 和 田 信 也

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社東京営業部江東営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都葛飾区奥戸一丁目25番1号
乙 東邦薬品株式会社 東京営業部
江東営業所長 山 崎 和 之

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット東京中央支店（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都板橋区泉町40番1号
乙 株式会社バイタルネット東京中央支店
支店長 櫻 井 達 也

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と株式会社マルタケ東京支店（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
区 長 山 崎 孝 明

東京都豊島区南大塚一丁目2番7号
乙 株式会社マルタケ 東京支店
支店長 板 橋 秀 一

Ⅱ
協
定
等

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ東京中央営業部江東支店（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第5条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅延なくその支払をするものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年4月30日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
区 長 山 崎 孝 明

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
専務取締役東京支社長 嶋路 博昭

Ⅱ
協
定
等

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、東京東信用金庫を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
東京東信用金庫亀戸支店	330 ㎡	200 人
東京東信用金庫大島支店	33 ㎡	20 人
東京東信用金庫牡丹出張所	33 ㎡	20 人
東京東信用金庫住吉支店	49.5 ㎡	30 人
東京東信用金庫江東中央支店	66 ㎡	40 人
東京東信用金庫深川北支店	165 ㎡	100 人
東京東信用金庫東砂支店	66 ㎡	40 人
東京東信用金庫森下駅前支店	33 ㎡	20 人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 8 条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第 9 条 乙は、甲の要請により第 3 条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第 10 条 甲の要請により第 3 条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第 5 条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 11 条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第 12 条 甲及び乙は、第 3 条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第 13 条 乙は、第 3 条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第 14 条 甲の要請に基づき、第 3 条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年江東区条例第 20 号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

（連絡担当者等の指定）

第 15 条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 17 条 本協定の有効期間は、平成 28 年 7 月 1 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 15 日

甲 東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号
江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

乙 東京都墨田区両国四丁目 35 番 9 号
東京東信用金庫
理 事 長 澁 谷 哲 一

災害時における緊急輸送業務に関する協定

江東区を「甲」とし、東京都個人タクシー協同組合墨東支部を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時における緊急輸送業務に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の提供
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の提供
- (3) 車両を運転する運転手の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する者に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月13日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区大島六丁目1番5号104
乙 東京都個人タクシー協同組合墨東支部
支 部 長 小 堀 昭 男

災害時の応急対策活動に関する協定

江東区(以下、「甲」という。)と株式会社 三国建設(以下、「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合において、迅速かつ的確に応急対策活動を実施し、被害の拡大防災と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路公共施設の損壊箇所に対する応急措置及び障害物の除去
- (2) その他、資機材の提供等、江東区災害対策本部の要請に基づいた災害応急対策活動に関すること

(要 請)

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、応急対策要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

(履 行)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、活動隊を編成し、応急対策に優先的に協力するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を施設及び応急対策報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 活動隊の出動に要した費用
- (2) 資機材の提供に要した費用

3 資機材等に要した費用は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

4 運搬に要した費用は、実費額(人件費を除く)とする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急対策に要した費用を、応急対策費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 23 日

甲 江東区東陽四丁目 11 番 28 号
江 東 区
江東区長 山 崎 孝 明

乙 江東区森下一丁目 5 番 10 号
株式会社 三国建設
代表取締役 國 房 友 子

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、東京ガス株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	所在地	提供可能面積	収容人数
東京ガス豊洲スマートエネルギーセンター （TG豊洲ビル）の一階の一部	東京都江東区 豊洲六丁目4番26号	250㎡	150人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲及び乙とともに支援活動を行う者（以下「乙への協力者」という。）以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、平成29年6月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月2日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都港区海岸一丁目5番20号
乙 東京ガス株式会社 執行役員
都市エネルギー事業部長 吉 岡 朝 之

災 害 時 協 力 協 定

江東区を「甲」とし、砂町北運河連絡協議会を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「災害時協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲において災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）船着場とは、砂町運河及び砂町北運河に面した会員の岸壁もしくは護岸の水域をいう。（別図のとおり）

（2）係留施設とは、前号の運河に、東京都より乙の会員が占用許可を受けた水域にある栈橋や係船柱等の船舶の係留に係る施設をいう。（別表のとおり）

（協力）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- （1）甲が指定した人員を輸送する船舶の提供
- （2）物資及び資機材を輸送する船舶の提供
- （3）船舶を操船する船員の提供
- （4）前3号に伴い必要とする乙の船着場、係留施設の提供
- （5）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による協力を要請する場合は、実施内容、実施場所、実施期日又は期間、協力要請理由、その他要請に必要な事項を記載した協力要請書（第1号様式）を乙及び乙の会員に提出するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙及び乙の会員は、甲の要請により第3条の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した報告書（第2号様式）により、事後速やかに報告するものとする。

（水域の使用）

第6条 乙は乙の会員が東京都より占用許可を受けた水域において、許可条件に付された「災害時における水域占用目的外の一時使用」に基づき、第3条の規定による協力を実施する。

2 甲が本協定に基づき乙の会員が占用する水域を使用した場合、甲は無償にて使用することができる。

（施設の利用）

第7条 甲が、本協定に基づき乙の会員が管理する船着場の背後地を通行する場合、乙はこれを妨げない。ただし、安全上支障がある場合は乙及び乙の会員の判断で制限できるものとする。

2 甲が本協定に基づき乙の会員が管理する係留施設を利用する場合、甲は無償にて使用することができる。ただし、長期に亘り利用する場合はこの限りではない。

3 甲の物資及び資機材等の一定期間の保管が生じ、乙の会員係留施設の背後地で保管場所を使用する場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

4 甲の責に帰する施設の損傷が生じた場合、甲がその責任を負うものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 甲及び乙は、第3条の規定による協力の実施中に得た災害情報を、相互に提供するものとする。

2 乙及び乙の会員は、災害発生時に係留施設等が被害を受けていることを知ったときは、連絡担当者を介して直ちに甲にその情報を提供するものとする。

（輸送費用等及び請求）

第9条 第3条の規定により乙の会員が甲に提供した船舶による水上輸送費用等は、当該船舶の調達を必要とする災害の発生した直前の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙の会員は、第3条の規定により甲に船舶を提供したときは、前項に規定する費用を甲に請求できる。

（費用の支払い）

第10条 甲は、乙の会員から前条第2項の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（守秘義務）

第11条 乙及び乙の会員は、第3条の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（従事者の損害補償）

第12条 甲の要請に基づき、乙の会員がこの協定に基づく水上輸送等の業務の従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）に準じ、甲が補償するものとする。

（保有船舶等の調査）

第13条 甲は、毎年1回以上、必要に応じ、乙に対して会員の保有船舶等の型式・規模・機能及び非常災害時の連絡体制について調査することができる。

2 乙は、前項の調査に協力するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第14条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項について疑義が生じときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年12月18日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江東区
代表者 江東区長 山崎孝明

東京都江東区新砂三丁目11番7号
乙 砂町北運河連絡協議会
代表者 会長 小椋俊明

乙の会員	(株)IHI ビジネスサポート	新砂三丁目11番2号
	上陽レミコン(株)	新砂三丁目11番5号
	(株)京葉興業	新砂三丁目11番7号
	東亜建設工業(株)	新砂三丁目11番10号
	日本産業(株)	新砂三丁目11番18号
	日立コンクリート(株)	新砂三丁目11番18号
	吉田建材(株)	新砂三丁目11番19号
	中島運輸(株)	新砂三丁目11番22号
	(株)共同土木	新砂三丁目11番31号
	前田道路(株)	新砂三丁目11番28号
	昭石化工(株)	新砂三丁目10番1号

災害に係る情報発信等に関する協定

江東区を「甲」とし、ヤフー株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害に係る情報発信等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が江東区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、江東区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、江東区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が、災害発生時の江東区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、江東区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクを乙のサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- （7）甲が、江東区内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(連絡担当者等の指定)

第7条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 山崎孝明

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学

災害時の応急対策活動に関する協定

江東区（以下、「甲」という。） と 有限会社 貴堀建設（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合において、迅速かつ的確に応急対策活動を実施し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）道路等公共施設の損壊箇所に対する応急措置及び障害物の除去
- （2）その他、資機材の提供等、江東区災害対策本部の要請に基づいた災害応急対策活動に関すること。

（要 請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（履 行）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、活動隊を編成し、応急対応に優先的に協力するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を施設及び応急対策報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 活動隊の出動に要した費用

(2) 資機材の提供に要した費用

3 資機材等に要した費用は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

4 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）とする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急対策に要した費用を、応急対策費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の支援要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 8月24日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江 東 区

江東区長 山 崎 孝 明

江戸川区江戸川五丁目40番1号

乙 有限会社 貴堀建設

代表取締役 仁 瓶 義 治

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関し、江東区（以下「甲」という。）と全建総連東京都連江東区建設協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務その他について、更なる災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図るため、江東区内小規模事業者団体の協力を得ることにより、迅速かつ的確な応急対策業務を実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は次のとおりとする。

- （1） 倒壊建物等からの救出・救助に要する人員及び資機材の提供
- （2） 避難施設及び区施設の応急的な危険度判定と応急処置
- （3） その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし緊急時これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の災害応急対策活動に協力するものとし、乙の会員に対して速やかに指示、伝達するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を施設及び応急対策報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

- 2 資機材に要した費用は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）とする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、乙の要請に基づく応急対策に要した費用を、応急対策費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

（守秘義務）

第8条 乙及び乙の会員は、第2条の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第9条 甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害賠償は、「水防または応急処置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(連絡担当者等の指定)

第10条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年1月7日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区北砂三丁目31番14号

乙 全建総連東京都連江東区建設協議会

共同代表 木 賀 聖 司

以下共同代表

東京建設産業組合

執行委員長 木崎 敏信

東京都建設組合

組合長 月居 利久

東京建設従業員組合

執行委員長 木賀 聖司

首都圏建設ユニオン城北支部

執行委員長 大堀 正美

東京土建一般労働組合江東支部

執行委員長 大木 栄一

災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書

災害時におけるＬＰガス等の確保に関し、江東区(以下「甲」という。)と一般社団法人東京都ＬＰガス協会墨東支部(以下「乙」という。)との間において、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条 この協定は、区内にＬＰガス等を必要とする災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に、乙の積極的な協力を得ることにより応急対策活動を行い、区民生活の安定を確保することを目的とする。

(協力)

第２条 乙は、災害時における甲のＬＰガス等の供給要請に対し、優先して供給を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

(要請手続)

第３条 甲は、災害が発生し、ＬＰガス等を調達する必要が生じた場合に、乙に対してＬＰガス等の供給を要請するものとする。

２ 甲は、乙に供給要請をする場合は、品名・数量・納入日時・納入場所・その他必要事項を指示するものとする。

(納入手続)

第４条 甲の要請により、甲の指定場所に到着した乙は、区職員の指示によりＬＰガス等を納入し、区職員の確認を受けるものとする。

(価格及び請求)

第５条 甲の要請に基づき納入したＬＰガス等は、災害発生直前における販売価格とする。

２ 乙は甲の要請に基づきＬＰガス等を納入したときは、甲にその代金及び輸送経費を請求するものとする。

(代金の支払)

第６条 甲は、乙からＬＰガス等の代金及び輸送経費の請求があった時は、その内容を確認のうえ、すみやかに支払いを行うものとする。

(従事者の災害補償)

第７条 甲の要請に基づき、乙が応急業務に従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和４１年７月江東区条例第２０号)に基づき、これを補償するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL P ガス等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第9条 甲は、この協定を円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙が協議をして定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月1日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

江東区南砂三丁目14番24号

乙 一般社団法人東京都L P ガス協会
墨東支部支部長 岡 本 隆 一

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、前田道路株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

（1）帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。

（2）帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。

（3）その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
前田道路株式会社	273㎡	160人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則と

して甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区 区 長 山 崎 孝 明

東京都品川区大崎一丁目11番3号
乙 前田道路株式会社 今 枝 良 三
代表取締役社長

災害時の応急対策活動に関する協定

江東区(以下、「甲」という。)と前田道路株式会社(以下、「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、江東区地域防災計画に基づき、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合において、迅速かつ確実に応急対策活動を実施し、被害の拡大防災と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出・救助に要する人員及び資機材の提供
- (2) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(要 請)

第3条 甲は、乙に対し協力を要請する場合、応急対策要請書(第1号様式)により行うものとする。
ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

(履 行)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、活動隊を編成し、応急対策に優先的に協力するものとする。

(報 告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を施設及び応急対策報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 活動隊の出動に要した費用
- (2) 資機材の提供に要した費用

3 資機材等に要した費用は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

4 運搬に要した費用は、実費額(人件費を除く)とする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急対策に要した費用を、応急対策費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、応急対策業務に従事する者の損害補償は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区 山崎孝明
区 長

乙 東京都江東区枝川二丁目13番1号
前田道路株式会社 東京支店
湾岸営業所長 大場健雄

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、トヨタモビリティ東京株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、別表1-1に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

2 乙は、通常在館者のうち帰宅が困難となる者が引き続き当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう、前項の規定に準じて速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

3 第1項及び前項に規定する物資は別表1-2のとおりとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲及び乙とともに支援活動を行う者（以下「乙への協力者」という。）以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 5月17日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 木 村 弥 生

東京都港区芝浦四丁目8番3号
乙 トヨタモビリティ東京 株式会社
代表取締役社長 佐 藤 康 彦

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、蔵王産業株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

（1）帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。

（2）帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。

（3）その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
蔵王産業株式会社	255㎡	150人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

2 乙は、通常在館者のうち帰宅が困難となる者が引き続き当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう、下表に定める備蓄品を用意するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

備蓄品	（通常在館者1人当たり） 防災備蓄用5年保存水500ml：18本 備蓄食料品（5年保存）：9食 簡易ブランケット：1枚 簡易トイレ：15回分
-----	--

- 3 乙は、帰宅困難者1人あたりの備蓄品として、当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう以下に掲げる品目・数量を用意するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

備蓄品	(帰宅困難者1人当たり) 飲料水：9ℓ (貯水機能付給水管対応) 備蓄食料品 (5年保存)：9食 簡易ブランケット：1枚 簡易トイレ：15回分
-----	---

(協力の期間)

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

(協力の要請)

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した費用(人件費を除く。)は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の際における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員(乙への協力者を含む。)に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月18日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都江東区毛利一丁目19番5号
乙 蔵王産業株式会社
代表取締役社長 北 林 恵 一

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、三井不動産株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）
第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。
（1） 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
（2） 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
（3） その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）
第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
豊洲バイサイドクロスタワー	2, 6 2 8㎡	1, 5 0 0人

（備蓄物資）
第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。
2 乙は、帰宅困難者1人あたりの備蓄品として、当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう以下に掲げる品目・数量を用意するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

備蓄品	（帰宅困難者1人当たり） 防災備蓄用5年保存水500ml：18本 備蓄食料品（5年保存）：9食 簡易トイレ：15回分 保温シート：1枚
-----	---

（協力の期間）
第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。
（協力の要請）
第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（協力の実施）
第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただ

し、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月11日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江 東 区
区 長 山崎 孝明

乙 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
三井不動産株式会社
ビルディング事業二部長 吉田 幸男

災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書

江東区（以下「甲」という。）と株式会社ミライト・テクノロジーズ 東京支店（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機「以下「ドローン」という。）を活用した支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 江東区内において災害が発生し、乙の支援協力が必要であると認められる場合は、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる支援協力を行うものとする。

（1）ドローンによる江東区の被災状況の情報収集及び調査

（2）ドローンにより撮影した情報の甲への提供

（3）前2号に定めるもののほか、甲乙における協議の上定める事項

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに支援協力を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、乙が支援協力を実施するため、航空法その他の関係法令上必要な許可に協力する。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

2 乙は、甲より要請を受けて支援協力を行う場合は、関連法令を遵守するも

のとする。

- 3 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。
- 4 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 甲の支援要請に基づく支援協力を要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（映像等を提供する際の媒体物の所有権）

- 第7条 乙が、本協定に基づいた支援協力による映像等（以下「映像等」という。）を提供したときは、提供の際データを移すために用いる媒体物の所有権及び映像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、映像等の著作権者人格権を、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないものとする。
 - 3 甲が、映像等を利用する際の個人情報の取り扱いについては、甲が責任を負うものとし、乙は責任を負わないものとする。

（損害補償）

- 第8条 甲の支援要請に基づき、支援協力に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。
- 2 支援協力の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(連絡担当者等の指定)

第9条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙のいずれから解約の申出がないときは、引き続き1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月1日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区豊洲五丁目6番36号

SIA 豊洲プライムスクエア9階

乙 株式会社ミライト・テクノロジーズ 東京支店

支店長 千 田 弘 幸

災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

江東区（以下、「甲」という。）と基礎地盤コンサルタンツ 株式会社 関東支社（以下、「乙」という。）とは、江東区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し大規模な被害が生じた場合又は発生するおそれのある場合において、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の被災状況の調査及び災害復旧等にかかる設計（以下「災害応急対策」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う災害応急対策の支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 甲は、公共土木施設の災害応急対策において支援協力が必要と認めるときは、乙に支援要請を行うものとする。

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに災害応急対策を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場

合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

2 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

3 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の支援要請に基づく災害応急対策に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に支援協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の支援要請に基づき、災害応急対策に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。

2 災害応急対策の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（連絡担当者等の指定）

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区東陽三丁目22番6号

乙 基礎地盤コンサルタンツ 株式会社 関東支社

取締役支社長 調 修 二

災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

江東区（以下、「甲」という。）とサンコーコンサルタント 株式会社 東日本支社（以下、「乙」という。）とは、江東区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し大規模な被害が生じた場合又は発生するおそれのある場合において、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の被災状況の調査及び災害復旧等にかかる設計（以下「災害応急対策」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う災害応急対策の支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 甲は、公共土木施設の災害応急対策において支援協力が必要と認めるときは、乙に支援要請を行うものとする。

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに災害応急対策を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場

合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

- 2 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用負担）

- 第6条 甲の支援要請に基づく災害応急対策に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に支援協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（損害補償）

- 第7条 甲の支援要請に基づき、災害応急対策に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。
- 2 災害応急対策の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（連絡担当者等の指定）

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山崎孝明

江東区亀戸1丁目8番9号

乙 サンコーコンサルタント 株式会社 東日本支社
支社長 柿崎勉

災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

江東区（以下、「甲」という。）と株式会社 長大 江東営業所（以下、「乙」という。）とは、江東区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し大規模な被害が生じた場合又は発生するおそれのある場合において、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の被災状況の調査及び災害復旧等にかかる設計（以下「災害応急対策」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う災害応急対策の支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 甲は、公共土木施設の災害応急対策において支援協力が必要と認めるときは、乙に支援要請を行うものとする。

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに災害応急対策を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場

合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

2 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

3 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の支援要請に基づく災害応急対策に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に支援協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の支援要請に基づき、災害応急対策に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。

2 災害応急対策の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（連絡担当者等の指定）

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区東陽三丁目22番6号東陽町 AXIS ビル7階

乙 株式会社 長大 江東営業所

所長 緒 方 健 一 郎

災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

江東区（以下、「甲」という。）と株式会社 ニュージェック 東京本社（以下、「乙」という。）とは、江東区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し大規模な被害が生じた場合又は発生するおそれのある場合において、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の被災状況の調査及び災害復旧等にかかる設計（以下「災害応急対策」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う災害応急対策の支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 甲は、公共土木施設の災害応急対策において支援協力が必要と認めるときは、乙に支援要請を行うものとする。

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに災害応急対策を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場

合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

- 2 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用負担）

- 第6条 甲の支援要請に基づく災害応急対策に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に支援協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（損害補償）

- 第7条 甲の支援要請に基づき、災害応急対策に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。
- 2 災害応急対策の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（連絡担当者等の指定）

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区亀戸一丁目5番7号

乙 株式会社 ニュージェック 東京本社

関東支店長 石 井 良 尚

災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書

江東区（以下、「甲」という。）と 東日本総合計画 株式会社 江東営業所（以下、「乙」という。）とは、江東区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し大規模な被害が生じた場合又は発生するおそれのある場合において、甲の管理する道路、河川、橋りょうその他の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の被災状況の調査及び災害復旧等にかかる設計（以下「災害応急対策」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において迅速に被害状況を把握し、早期に対策を実施するために、甲から乙に対して行う災害応急対策の支援協力の要請に関して必要な事項を定める。

（支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する公共土木施設における災害発生箇所又は災害が発生するおそれのある箇所に対して、甲から要請された範囲とする。

（支援協力の内容）

第3条 甲は、公共土木施設の災害応急対策において支援協力が必要と認めるときは、乙に支援要請を行うものとする。

2 乙は前項に規定する支援要請がなされたときは、必要な技術者及び機材等（以下「技術者等」という。）の確保及び動員方法を定め、速やかに災害応急対策を実施し、その結果について支援協力報告書（第2号様式）を作成し、成果と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、乙が支援協力を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（支援協力の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を甲から受けたときは、事業活動に支障が生じる場

合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

2 乙は、前条の内容を早急に実施できるよう支援要請時に、支援を実施する技術者等、動員方法を定めた実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

3 乙は、実施体制表等に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（支援協力の要請手続）

第5条 甲は、乙に対し支援協力を要請する場合、支援協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は支援要請を口頭、電話等で行うことができるものとし、後日速やかに要請書を乙へ送付するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の支援要請に基づく災害応急対策に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲が負担するものとし、乙は第3条に規定する報告書を提出する際、甲に支援協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に規定する請求があったときには、甲の定める基準に基づき甲乙協議の上、請求金額を確定し、乙に支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の支援要請に基づき、災害応急対策に従事する者の損害補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年7月江東区条例第20号）によるものとする。

2 災害応急対策の実施中、甲乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を与えた場合には、その処置について、甲乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（連絡担当者等の指定）

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き1年間同一条件をもって継続されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月3日

江東区東陽四丁目11番28号

甲 江東区

江東区長 山 崎 孝 明

江東区亀戸三丁目61番8号

乙 東日本総合計画 株式会社 江東営業所

所 長 後 藤 光 夫

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、大東建託株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	所在地	提供可能面積	収容人数
大東建託「 ^{ルーフ} FRAG 賃貸住宅未来展示場」の三階の一部	東京都江東区 東雲一丁目4番1号	305㎡	180人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の

購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲及び乙とともに支援活動を行う者（以下「乙への協力者」という。）以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 3月 3日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都港区港南2丁目16番1号
乙 大東建託株式会社
代表取締役 小 林 克 満

災害時における相互連携に関する基本協定

江東区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社江東支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。
甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- 1 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- 3 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- 4 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、必要に応じて、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 7月30日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区

江東区長 山 崎 孝 明

乙 東京都江東区大島三丁目4番5号

東京電力パワーグリッド株式会社江東支社

江東支社長 平 岩 直 哉

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区を「甲」とし、清水建設株式会社を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。ただし、乙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも乙の判断で協力を開始することができるものとする。

- （1） 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- （2） 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- （3） その他甲の要請により乙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 乙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。

提供施設名称	所在地	提供可能面積	収容人数
メブクス豊洲の 一階及び二階の一部	東京都江東区 豊洲六丁目4番34号	400㎡	200人

（備蓄物資）

第5条 乙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

（協力の期間）

第6条 甲が乙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

（協力の要請）

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第8条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第9条 乙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した費用（人件費を除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報を、甲及び乙とともに支援活動を行う者（以下「乙への協力者」という。）以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する乙の職員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江東区条例第20号）によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 9月 1日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山 崎 孝 明

乙 東京都中央区京橋二丁目16番1号
清水建設株式会社 投資開発本部
執行役員本部長 鷲 見 晴 彦

帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定

江東区（以下「甲」という）と、株式会社シミズオクトホールディングス（以下「乙」という）及び株式会社シミズオクト（以下「丙」という）は、次のとおり「帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東区内に災害が発生し、区内の公共交通機関が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する災害応急対策活動への乙及び丙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 本協定における「帰宅困難者」とは、災害発生時、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により区内に滞在している者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、次に掲げる事項について、丙に協力を要請することができる。ただし、丙は、災害時の状況により、甲からの要請がなくとも丙の判断で協力を開始することができるものとする。

（1）帰宅困難者に対し、丙が管理する施設の一部を一時滞在施設として提供すること。

（2）帰宅困難者に対し、丙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。

（3）その他甲の要請により丙が応じられる事項。

（提供施設等）

第4条 丙は、次に掲げる施設の一部を一時滞在施設として提供するものとする。なお、提供にあたっては当該施設所有者である乙に施設の一部提供について事前に承諾を得るものとする。

提供施設名称	提供可能面積	収容人数
株式会社シミズオクト 新木場第二スタジオ （東京都江東区新木場二丁目2番1号）	290㎡	150人

（備蓄物資）

第5条 丙は、第3条第2号の規定により帰宅困難者に提供する飲料水、食料等の備蓄物資について、前条に規定する一時滞在施設の収容人数の3日分を備蓄し、適正な管理に努めるものとする。

2 丙は、通常在館者のうち帰宅が困難となる者が引き続き当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう、下表に定める備蓄品を用意するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

備蓄品	（通常在館者1人当たり） 防災備蓄用5年保存水500ml：18本 備蓄食料品（5年保存）：9食 簡易ブランケット：1枚 簡易トイレ：15回分
-----	--

- 3 丙は、帰宅困難者1人あたりの備蓄品として、当該施設に少なくとも3日間留まることが可能となるよう以下に掲げる品目・数量を用意するとともに、その管理及び更新を行うものとする。

備蓄品	(帰宅困難者1人当たり) 飲料水：9ℓ (貯水機能付給水管対応) 備蓄食料品 (5年保存)：9食 簡易ブランケット：1枚 簡易トイレ：15回分
-----	---

(協力の期間)

第6条 甲が丙に要請する協力の期間は、原則として発災から3日間とする。

(協力の要請)

第7条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、要請の内容及び理由、その他要請に必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第8条 丙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、丙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第9条 丙は、甲の要請により第3条各号の規定による協力を実施した場合は、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を記載した文書により、事後速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した費用(人件費を除く。)は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲及び丙が協議の上、決定するものとする。ただし、第5条に規定する備蓄物資の購入に係る費用は、丙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 丙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、丙からの請求があった場合には、丙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲及び丙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙及び丙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づき、第3条各号の規定による協力に従事する丙の職員(丙への協力者を含む。)に損害が生じた場合、その補償は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江東区条例第20号)によるものとする。また、協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害、その他トラブル等の責任は、乙及び丙に及ばない。

(連絡担当者等の指定)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲、乙及び丙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 8月 1日

東京都江東区東陽四丁目11番28号
甲 江 東 区
区 長 山 崎 孝 明

東京都新宿区高田馬場四丁目39番1号
乙 株式会社 シミズオクトホールディングス
代表取締役 清 水 卓 治

東京都新宿区高田馬場四丁目39番1号
丙 株式会社 シミズオクト
代表取締役 清 水 卓 治

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第2項に基づき災害時における住家被害認定調査等の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域内で法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項に規定する甲が乙に協力要請する業務は次に掲げるもの（以下「住家被害認定調査等業務」という。）とする。

- （1）住家被害認定調査
- （2）甲が設置する住家被害認定調査に係る調査班事務局の補助
- （3）罹災証明書の交付に関する区民からの相談に係る甲の業務の補助
- （4）甲が調査班（他の地方自治体からの派遣職員を含む）に対して実施する住家被害認定調査業務に係る研修の補助
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙は、住家被害認定調査等業務のため、次に掲げる要件をいずれも満たす住家被害認定調査員を甲の地域内に派遣する。

- （1）乙に所属する不動産鑑定士であること。
- （2）第9条に規定する研修会を受講していること。

（指揮）

第5条 乙は、住家被害認定調査等業務の指揮及び連絡調整について、甲が指定する者の指揮に従う。

（報告）

第6条 乙は、住家被害認定調査等業務を行ったときは、速やかに書面により甲に報告する。

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の範囲は次のとおりとする。

(1) 住家被害認定調査等業務に係る実費

(2) 住家被害認定調査員の日当

(3) その他甲が必要と認めた費用

3 前項第1号及び第2号の費用は、「江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年江東区条例13号)」に基づき、甲乙協議の上決定する。

(請求及び支払い)

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払う。

(研修会への参加)

第9条 甲又は乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙は、甲の承諾なく、住家被害認定調査等業務の遂行にあたり知り得た個人情報等の秘密情報を第三者に対して開示し、若しくは漏えいし、又は住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、前項の守秘義務を乙の会員に遵守させるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した第4条に規定する住家被害認定調査員が法第62条第1項に規定する応急措置の活動に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は当該活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年江東区条例第20号)」によるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加し、及び協力するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対し当協定の書面による申し出がなされないときは、同一の内容で、期間満了の翌日からさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月6日

甲 東京都江東区四丁目11番28号

江東区

江東区長 山崎 孝明

乙 東京都港区虎ノ門五丁目12番1号

虎ノ門ワイコービル3階

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会 長 佐藤 麗司朗

災害時における移送手段に係る車両の確保等に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、江東区内に災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はまさに発生しようとするおそれのあるとき（以下「災害時」という）の移送手段の確保等に関する甲乙の協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して移送手段の確保等に関する協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項に規定する甲が乙に協力要請する内容は次に掲げるものとする。

（1）大規模水害が発生するおそれのある場合に、浸水が想定されない地域へ、住民等避難のための移送手段としての車両の確保及び運行

（2）災害時における傷病人および職員等の移送手段としての車両の確保及び運行

（3）前各号に掲げるもののほか、乙が協力可能な事項

2 前項第1号の規定による車両の移送区間は、原則として、江東区内から広域避難の受け入れ先等までの区間とし、甲乙協議の上、別に定める。

（協力の実施等）

第4条 乙は、第2条に掲げる要請を受けたときは、その業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の可否について、原則として書面により回答する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により回答し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務実施報告）

第5条 乙は、前条の規定による協力業務を完了したときは、速やかに書面により、その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条に掲げる事項の協力を要する費用を負担するものとする

2 第3条の規定による車両の確保及び運行に要する費用は、災害発生直前の旅客輸送に係る適正価格を基準に算出するものとし、支払額及び支払方法は、甲乙協議の上、決定

する。

(守秘義務)

第7条 乙は、甲の承諾なく、本協定の履行に関して知り得た個人情報等の秘密情報を第三者に対して開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。

(事故等)

第8条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに当該車両を交換のうえ、引き続き供給協力を行うものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、書面により速やかにその状況を報告するものとする。

(利用者及び第三者に対する責任)

第9条 車両の運行に際し、その利用者及び第三者に損害を与えた場合において、乙の責に帰する理由によるときは乙が、乙の責に帰する理由以外によるときは甲がその賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、その責めに帰する理由により、使用中の車両を損傷し、又は滅失したときに限り、乙に対しその損害を賠償する。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）」に定めるところに準じてその損害を補償する。ただし、その者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償等を受けたときは、同一の事故については、その価格の限度において補償の責を免れる。

(連絡担当者の指定)

第12条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれからも協定の終了または変更の申し出がない場合、同一の内容で、期間満了の翌日からさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎 孝明

乙 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
大新東株式会社
代表取締役 森下 哲好

災害時を想定した施設整備及び施設利用に関する協力協定

江東区（以下「甲」という。）と、ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社、第一貨物株式会社（以下あわせて「乙」という。）は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生または発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）を想定した施設整備及び施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の防災船着場を利用した円滑な輸送体制を構築するために、関連する施設の整備及び施設の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における用語は以下のとおりとする。

- （1）防災船着場：東京都港湾局が整備する、塩浜一丁目防災船着場
- （2）当該施設：乙が建築事業主である「江東深川ビル」

（施設所在地）

第3条 前条第2号の施設所在地等は、以下のとおりとする。

施設名称	江東深川ビル
所在地（地名地番）	江東区塩浜一丁目2番2号
所有者	ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社 第一貨物株式会社

（防災船着場との接続）

第4条 甲が実施する、防災船着場を活用した救助物資等の円滑な運搬のため、乙は、当該施設の開発敷地の一部に、東京都港湾局と調整を行った上で、護岸との接続について配慮した物資等搬入出用のゲートを設置する。

（施設の使用範囲）

第5条 甲が実施する、防災船着場を活用した救助物資等の円滑な運搬のため、乙は、災害時における防災船着場から区道江-144号へ抜けるため、物資運搬車両等の通行を認めることとし、その位置及び範囲については別紙1のとおりとする。

（施設利用の要請）

第6条 甲は、防災船着場から区道江-144号へ抜けるための施設利用を要請する場合は、乙に対して、その旨文書により連絡するものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（地位の承継）

第7条 本協定の内容は、乙の所有権移転等、当該施設に関する権利に変更が生じた場合にも承継することとし、乙は、権利の承継先に本協定の内容を周知し、甲が実施する防災船着場を活用した救助物資等の円滑な運搬に関して、支障の無いように努めることとする。

(連絡担当者の指定)

第8条 甲及び乙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとする。

(費用負担および施設管理)

第9条 甲及び乙は、第4条の規定によるゲート設置の他、乙が費用負担をするものはないことを確認する。

2 前項の規定に関わらず、乙は、第4条の規定により設置した物資等搬入出用のゲートについて、その機能を損なわないよう、当該施設における通常の施設管理と同等の維持管理を行うこととする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙において協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲及び乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の内容の変更等を希望する場合は、相手方と協議のうえ、合意に基づき変更するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年12月27日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎 孝明

乙 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
ディエイチ・アセット・ワン特定目的会社
取締役 西川 康洋

山形県山形市諏訪町二丁目1番20号
第一貨物株式会社
代表取締役社長 米田 総一郎

災害時における被災者等の支援に関する協定

江東区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会江東支部（以下「乙」という。）とは、江東区内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の協力活動に関して、被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談（以下、「行政書士業務相談」という。）等を実施することにつき必要な事項を定めることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲および乙は、災害時の協力体制の構築のため、平常時においても適宜協議等の機会を設けるものとする。

（行政書士業務相談）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）外国人の在留資格等に関する相談
- （7）その他の行政書士法に定める業務に関する相談

（その他災害時協力活動）

第4条 甲は、災害時における被災者の支援にあたり、乙と協議の上、前項の行政書士業務相談以外の協力を要請することができる。

（要請）

第5条 甲は、災害時において乙の協力を必要とするときは、乙に対して要請す

ることができる。

- 2 前項による要請は、原則として甲指定の様式により行なうものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（相談対象者）

第6条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた江東区内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に該当する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者。

（行政書士の派遣）

第7条 乙は、甲より第3条および第4条に掲げる要請を受けた場合、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

- 2 乙は災害の状況により、前項の派遣が困難と判断した場合、「東京都行政書士会支部長会における災害時の罹災証明書交付申請に係る相互協力に関する基本同意書」等の諸規則に基づき、行政書士を派遣することができる。

（相談場所の調整及び広報）

第8条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第3条および第4条に掲げる甲の要請に基づき協力活動を実施したときは、その活動を乙は甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第10条 第3条に掲げる行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

- 2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、原則乙が負担するものとする。
- 3 第4条に掲げるその他災害時協力活動の費用負担については、甲および乙の協議によるものとする。

（連絡責任者）

第11条 本協定の実施にあたって、甲および乙は、あらかじめ連絡責任者を定めることとする。

（損害補償）

第12条 本協定により業務に従事した者が、本業務において本人および乙の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）」に定めるところに準じてその損害を補償する。ただし、その者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償等を受けたときは、同一の事故については、その価格の限度において補償の責を免れる。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から、令和6年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月24日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎 孝明

乙 東京都江東区東陽四丁目6番11号
メゾン・ド・サクラ405号室
東京都行政書士会江東支部
支部長 倉田 直也

災害時の避難所等開設及び運営に関する協力協定

江東区（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、江東区内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、甲が乙に対して行う、資機材の優先的な提供要請、避難所における衛生・清掃サービスの協力要請等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力を必要とするときは、乙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項に規定する甲が乙に協力要請する内容は次に掲げるものとする。

- （1）資機材のレンタル提供及び運搬、設置、配置、撤去等作業
- （2）資機材の優先供給
- （3）避難所における衛生・清掃サービス業務
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が協力可能な事項

2 乙は、本協定の円滑な実施を図るため、あらかじめ甲に対して、協力可能な資機材及び衛生・清掃サービスの情報を提供するものとする。

（協力の実施等）

第4条 乙は、第2条に掲げる要請を受けたときは、その業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の可否について書面により回答する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により回答することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の提供について、協力内容の実施場所や日時等については甲乙協議の上決定するものとし、甲又は甲が指定した者の確認の上引き渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬、設置、配置及び撤去は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による資機材の運搬、設置、配置が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が資機材の運搬、設置・配置を行うものとする。

(衛生・清掃サービスの実施)

第6条 衛生・清掃サービスの提供について、甲が指定する場所及びその数に基づき、乙が人員配置及び実施体制を計画することを基本として、その実施方法及び日時等については甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬及び人員輸送については、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による資機材の運搬及び人員輸送が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が資機材の運搬及び人員輸送を行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙が実施した協力業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙が定める適正なサービス料金及び価格を基準に算出するものとし、支払額及び支払方法は甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第8条 本協定により業務に従事した者が、本業務において本人及び乙の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年江東区条例第20号）」に定めるところに準じてその損害を補償する。ただし、その者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償等を受けたときは、同一の事故については、その価格の限度において補償の責を免れる。

(連絡担当者の指定)

第9条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれからも相手方に対して、本協定の終了または変更の申し出がない場合、本協定は同一の内容で、期間満了日の翌日からさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月11日

甲 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
江東区長 山崎 孝明

乙 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル23F
株式会社ダスキン 訪販グループ営業本部東京地域本部
本部長 岡本 千穂

津波等の水害時における一時避難施設としての 使用に関する安心協定等一覧

【企業】

企業等名称、所在地	締結日	避難スペースその他
株式会社 I H I (豊洲3-1-1)	平成23年9月7日	・社屋内3階受付フロア若しくは1・2階共用会議室 ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社竹中工務店東京本店 (新砂1-1-1)	平成23年9月7日	・社屋内5階会議室 ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 (新宿区西新宿6-5)	平成24年3月8日	・区内に所有・管理する集合住宅で、区が各住宅内自治会 と別途覚書を交わした集合住宅(※P71【集合住宅】 UR物件参照) ・3階以上の共用部分(廊下やエレベーターホール等) ・24時間365日施設の使用が可能
日本ビューレット・パッカード 株式会社 (大島2-2-1)	平成24年3月19日	・社屋内の3階以上若しくは5階以上のフロア ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社産学協同センター (大島3-1-11)	平成24年5月7日	・社屋内4階大ホールもしくは5階フロア ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社ヤマタネ (越中島1-1-1)	平成24年5月29日	・600号倉庫屋上 ・24時間365日施設の使用が可能
株式会社大和総研 (冬木15-6)	平成24年8月21日	・10階食堂フロア ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社フジクラ (木場1-5-25)	平成24年9月5日	・イトーヨーカドー木場店(木場1-5-30)立体駐車 場4階及び5階フロア ・深川ギャザリア(木場1-5-60)西立体駐車場3階 以上のフロア ・両施設とも営業時間内に発災したときに限り使用が可能
株式会社イトーヨーカ堂 (千代田区二番町8-8)	平成24年9月6日	・アリオ北砂1街区立体駐車場(北砂2-17-1)4階 以上のフロア ・営業時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社久米設計 (潮見2-1-22)	平成24年12月20日	・3階から6階のエレベーターホール及び6階サロン ・勤務時間内に発災したときに限り施設の使用が可能
株式会社トピーレック (南砂6-7-15)	平成25年2月13日	・トピーレックプラザイオン館立体駐車場4階以上のフロア ・イオン館の営業時間内に発災したときに限り施設の使用 が可能
佐川急便株式会社 (新砂2-2-8)	平成25年7月24日 平成30年12月21日 再締結	・千代田営業所(新砂2-2-11)屋上駐車場 ・24時間365日施設の使用が可能
錦糸町プライムタワー (亀戸1-5-7)	平成27年12月7日	・8階から17階の各エレベーターホール ・施設の開館時間内に発災したときに限り施設の使用が 可能
前田道路株式会社 (枝川2-13-1)	平成31年3月1日	・3階と5階のエレベーターホール及び会議室 ・勤務時間内に発災したときに限り使用が可能

【集合住宅】

締結先自治会名	集合住宅所在地	締 結 日
UR大島四丁目団地	大島4－1	平成24年3月8日
UR大島六丁目団地	大島6－1	平成24年3月8日
UR北砂五丁目団地	北砂5－20	平成24年3月8日
UR亀戸二丁目団地（1～5号棟：賃貸棟）	亀戸2－6	平成24年5月31日
亀戸二丁目団地（6～9号棟：分譲棟）	亀戸2－6	平成24年5月31日
URシティコート大島	大島6－14	平成24年5月31日
UR大島七丁目団地	大島7－28	平成24年5月31日
UR東大島駅前ハイツ	大島7－39	平成24年5月31日
区営扇橋一丁目アパート	扇橋1－20	平成24年5月31日

大規模水害時における広域避難先としての 施設利用に関する協定先一覧

令和5年7月現在

NO.	協定先	協定締結日※
1	独立行政法人国立青少年教育振興機構	令和4年3月31日
2	国立大学法人東京芸術大学	令和4年8月26日
3	東京都公立大学法人	令和4年9月9日
4	東京テレポートセンター	令和4年11月30日
5	東京都（東京都芸術劇場）	令和5年2月2日
6	東京都（東京都美術館）	令和5年2月2日
7	東京都（東京文化会館）	令和5年2月2日
8	東京都（東京ウィメンズプラザ）	令和5年2月2日
9	独立行政法人国際協力機構東京センター	令和5年3月16日
10	学校法人中央大学	令和5年3月16日
11	学校法人立教大学	令和5年3月16日
12	学校法人早稲田大学	令和5年3月16日
13	学校法人法政大学	令和5年3月16日
14	学校法人学習院	令和5年3月16日
15	学校法人上智学院	令和5年3月16日
16	株式会社東京ビッグサイト	令和5年3月16日
17	株式会社東京国際フォーラム	令和5年3月16日
18	独立行政法人日本スポーツ振興センター （国立代々木競技場）	令和5年3月16日
19	独立行政法人日本スポーツ振興センター （ハイパフォーマンスポーツセンター）	令和5年3月16日
20	東京都（有明テニスの森公園）	令和5年3月16日
21	東京都（東京体育館）	令和5年3月16日
22	東京都（駒沢オリンピック公園）	令和5年3月16日
23	東京都（東京都多摩障害者スポーツセンター）	令和5年3月16日
24	学校法人明治大学	令和5年6月29日

※行政機関以外は細目協定の協定締結日としています。

その他協定一覧表

協定締結先名称	協定名称	締結年月日
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	平成23年7月21日
東京都	り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定	平成26年8月1日
警視庁深川警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月3日
警視庁城東警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月4日
警視庁東京湾岸警察署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月4日
社会福祉法人江東区 社会福祉協議会	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月4日
東京消防庁深川消防署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月10日
東京消防庁城東消防署	江東区避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	平成26年12月10日
東京都交通局	燃料電池バスによる災害時の電源供給に関する協定	平成30年3月28日
東京消防庁深川消防署	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	平成30年12月7日
東京消防庁城東消防署	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	平成30年12月7日
東京消防庁深川消防署	大規模災害時における江東区保有の舟艇活用に関する協定書	平成31年3月1日
東京消防庁城東消防署	大規模災害時における江東区保有の舟艇活用に関する協定書	平成31年3月1日
東京都建設局	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	令和2年3月16日
東京都	水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定	令和4年10月1日

※協定締結により指定された避難所に関しては資料編その1 P 資1-20～P 資1-30に掲載しております。

江東区地域防災計画 令和5年度修正
(資料編その2：関係法令・協定等)

令和5年11月 印刷物登録番号(5)47号

編集発行 江東区防災会議
(事務局)
江東区総務部危機管理室防災課
江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 株式会社エビス
埼玉県川口市柳崎2-15-3
電話048(265)3611

